

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の5第1項の規定に基づく原子燃料工業東海事業所の加工施設の定期事業者検査を開始しますので、同法同条第3項の規定及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の13第2項の規定に準じて下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	原子燃料工業株式会社
住 所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 伊藤 義章

2. 加工施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称	原子燃料工業株式会社 東海事業所
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字村松字平原3135番地41

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象	原子燃料工業株式会社東海事業所の加工施設
検査の方法	別添1の「検査計画・実績一覧表」のとおり
検査の期日	令和5年8月21日～令和6年3月31日

4. 検査の実績又は予定の概要

別添1の「検査計画・実績一覧表」のとおり

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

○定期事業者検査に係る工程

検査対象である建物・構築物及び設備・機器の所管部が検査を実施する際、個々の検査に前後関係はないが、相互に影響し合わないよう部門間で調整を行って、各部の業務計画に従って順次検査を進める。この際、別添1の「検査計画・実績一覧表」に記したとおり、検査対象が工事準備中のため検査を実施できる状態にない設備があるため、これ以外の設備について、検査を実施する。また、加工施設の維持管理のために使用する設備は、可能な限り検査の対象とする。

○当該定期事業者検査期間中に実施する工事

新規制基準への適合のための以下の工事を実施する。

令和2年3月13日付原規規発第2003137号認可（第4次設工認）

○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

施設管理の実施の計画として保安規定に基づいて定める保全計画に従って、定期事業者検査を実施する。検査項目は別添1の「検査計画・実績一覧表」に記したとおりであるが、検査対象が工事準備中のため検査を実施できる状態にない設備が含まれる。今回の定期事業者検査の開始にあたり検査を予定する設備について、施設管理の重要度、保全方式並びに定期事業者検査、巡視及び点検の実施頻度を検査項目毎にまとめ、別添2に示す。

○前回の定期事業者検査からの変更点

変更なし。

2. 加工施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

施設管理の確実な実施による法令報告事象となる故障発生件数：0（回数／期間）

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期及び期間

令和5年8月21日～次の定期事業者検査の開始日前日まで。

ロ 加工施設の工事の方法及び期日

新規制基準への適合のための設工認申請に基づく以下の工事を実施する。

令和2年3月13日付原規規発第2003137号認可（第4次設工認）

ハ 加工施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

別添2の「施設管理実施計画」に示すとおり。

ニ 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

(1) 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査

- ① 検査中は液面高の検知機能が一時的に喪失する場合もあるため、検査中に上流工程からの排水を停止させるとともに検査中は水位を目視等で確認しながら検査を実施する。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(2) 非常用電源設備の作動検査

社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。

(3) γ 線エリアモニタの警報作動検査

- ① 検査実施中は検査対象の検出部以外の近傍の検出部により検知機能を維持させることとし、設置場所ごとに1台ずつを検査対象とする。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(4) 排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査

- ① 社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。又は、検査対象以外の予備機に切り替えてから検査を行う。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(5) 設備内風速・負圧の確認検査

検査対象となる囲い式フード等設備内は、クリーニングが実施されており、放射性物質がないことを確認してから検査を行う。

(6) 送排風機の起動停止インターロックの作動検査

社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。

4. 第3条の10第2項に規定する、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法に関する事（一定の期間を含む。）

定期事業者検査項目の全てについて、一定の期間を12ヶ月として設定し、点検、部品の取替え、設備の劣化傾向の把握等を行うことにより、一定の期間において定期事業者検査の対象設備が技術基準に適合する状態を維持することを確実にする。

5. 前回の定期事業者検査において提出した2. から4. に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

該当なし。

6. 前回の定期事業者検査において提出した2. 又は3. に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

該当なし。

7. 前回の定期事業者検査において提出した4. に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあつては、第3条の10第3項各号に掲げる事項について記載した書類

該当なし。

別添 1 検査計画・実績一覧表

検査番号	検査の項目	検査計画	検査内容
1	自動火災報知設備の警報作動検査 ^{注4}	R5/12/1～R6/3/31	記録確認
2	可燃性ガス検知器の警報作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	—
3	負圧警報装置の警報作動検査	R5/10/2～R6/3/31	実地
4	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査 ^{注2}	R5/9/1～R6/1/31	実地
5	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	—
6	非常用電源設備の作動検査 ^{注3}	R5/10/2～R6/3/31	実地
7	気体廃棄設備の処理能力検査 ^{注2}	R5/10/2～R6/3/31	実地
8	液体廃棄設備の処理能力検査	R5/9/1～R6/1/31	実地
9	γ線エリアモニタの警報作動検査	R5/11/1～R6/3/31	実地
10	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	R5/11/1～R6/3/31	実地
11	過加熱防止機構の作動検査 ^{注2}	R5/11/1～R6/3/31	実地
12	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査 ^{注1}	— ^{注1}	—
13	搬送設備の停電時保持能力検査 ^{注2}	R5/9/1～R6/3/31	実地
14	第1種管理区域の負圧確認検査	R5/10/2～R6/3/31	実地
15	設備内風速・負圧の確認検査 ^{注2}	R5/9/1～R6/3/31	実地
16	濾過装置の性能確認検査 ^{注2}	R5/8/21～R5/12/28	記録確認
17	異常圧逃がし機構の作動検査 ^{注4}	— ^{注4}	—
18	失火検知機構の作動検査 ^{注4}	— ^{注4}	—
19	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 ^{注2}	R5/10/2～R6/3/31	実地
20	バッチ供給インターロックの作動検査 ^{注2}	R5/9/1～R6/3/31	実地
21	供給制限インターロックの作動検査 ^{注2}	R5/9/1～R6/3/31	実地
22	フレームカーテンの作動状況確認検査 ^{注4}	— ^{注4}	—
23	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査 ^{注4}	— ^{注4}	—
24	緊急遮断弁の作動検査 ^{注4}	— ^{注4}	—
25	漏水検知器及び排水ポンプの作動検査	R5/9/1～R6/3/31	実地
26	モニタリングポストの警報作動検査 ^{注4}	— ^{注4}	—
27	送排風機異常時インターロックの作動検査 ^{注4}	— ^{注4}	—
28	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 ^{注4}	— ^{注4}	—
29	室内負圧異常時インターロックの作動検査 ^{注4}	— ^{注4}	—
30	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査 ^{注4}	— ^{注4}	—
31	地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査 ^{注4}	— ^{注4}	—
32	放送設備の一斉放送検査 ^{注4}	— ^{注4}	—

注1：下記検査項目の対象設備は、今後予定している新規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- ・気体廃棄設備の処理能力検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・濾過装置の性能確認検査
- ・送排風機の起動停止インターロックの作動検査
- ・バッチ供給インターロックの作動検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注3：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、新規制基準の設工認に基づく使用前検査を受けてから検査対象とするものである。

- ・非常用電源設備の作動検査

注4：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・フレームカーテンの作動状況確認検査
- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・緊急遮断弁の作動検査
- ・モニタリングポストの警報作動検査
- ・送排風機異常時インターロックの作動検査
- ・ダンパー開度異常時インターロックの作動検査
- ・室内負圧異常時インターロックの作動検査
- ・地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査
- ・地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査
- ・放送設備の一斉放送検査
- ・自動火災報知設備の警報作動検査

別添 2
施設管理実施計画

改訂履歴

改訂年月日	改訂内容	改訂理由
2022年9月29日	○表1-1において自動火災報知設備の警報作動検査の備考欄の注釈番号を注4に変更 ○表1-2において事務棟の火災報知設備の注釈番号を注4に変更	開始時報告におけるコメント反映 「自火報の事務棟の備考の注釈は機能追加によるものであれば、注釈4が適切」
	○表1-1において放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査の備考欄を変更 ○表1-1において搬送設備の停電時保持能力検査の備考欄を変更	開始時報告におけるコメント反映 「液面高検知の分析廃液処理装置について「機能を追加するまでは～」は分かりにくい」
	○表1-1及び表1-2において第1種管理区域の負圧確認検査の機器名に排風機と接続している部屋名称を追加	開始時報告におけるコメント反映 「負圧確認で、定事検査対象を網羅できるようにすること」
	○表1-1において検査番号16「濾過装置の性能確認検査」において検査項目を機能・性能試験に変更	開始時報告におけるコメント反映 「項目を外観点検としているが、効率等も確認しているのではないか」
	○表1-1において検査番号32「放送設備の一斉放送検査」を追加 ○表1-1及び表1-2において注釈4の対象検査項目に放送設備の一斉放送検査を追加 ○表1-2において通信連絡設備を追加	開始時報告におけるコメント反映 「定期事業者検査の検査項目について「放送設備の一斉放送検査」を定事検査の枠として入れるべき」
	○表1-1において注釈1の記載を変更 ○表1-2において注釈1及び注釈5の記載を変更	開始時報告におけるコメント反映 「令和3年度以降に予定している」は「今後予定している」が適切
	○表1-1及び表1-2において注釈3の記載を変更	開始時報告におけるコメント反映 「ディーゼル発電機（事故対策本部用）は必要な点検は行っているが、定事は従前の設工認対象外であり、今後の設工認申請までは対象外とすることを読み取れるようすること」
	○表1-2において気体廃棄設備のフィルタ類の保全形式又は頻度をCBMに変更し、備考欄にフィルタ部分の点検は差圧確認で行う旨を追加	開始時報告におけるコメント反映 「フィルタの交換についてどのように交換するか表1-2で確認できるようにすること」
	○表1-2において気体廃棄設備の排風機の保全形式又は頻度に2Mを追加 ^{注1)}	開始時報告におけるコメント反映 「分解点検はあるか。排風機の軸受けの点検内容について整理すること」
	○表1-2において排液貯槽設備及び配管の保全形式又は頻度に前回の検査実績及び次回の検査予定を追加	開始時報告におけるコメント 「排液貯槽No.2の非破壊試験のように保全の頻度が1年を超えるものについては、前回の実績と今後の予定を記載すること」
○表1-2において長期施設管理方針に関する注釈※1についてコンクリートにおける試験の前回実績を追加	開始時報告におけるコメント 「コンクリートに関して前回実績を記載」	
2023年2月23日	○表1-1において検査番号7「気体廃棄設備の処理能力検査」において設備・機器名称を変更 ○表1-1において検査番号16「濾過装置の性能確認検査」において設備・機器名称を変更 ○表1-2において気体廃棄設備(F-13系統)の記載変更	不適合「F-14系統の設備用排気フィルタの記載抜け」の処置
2023年3月28日	○表1-1の備考欄に検査実施日を記載	定期事業者検査実績の反映
2023年7月19日	○表1-1の備考欄から前回検査実施日を削除	今回向けに記載変更
	○表1-1において検査番号14「第1種管理区域の負圧確認検査」において機器名を変更 ○表1-2において気体廃棄設備排風機の機器名を変更	記載の抜け、誤記の修正

注1) 給気ファン・排風機については、巡視・点検時に異音の有無・モーター温度等を確認することに加え、月例点検(2ヶ月毎)時に振動測定を行い、速度・加速度が判定基準以下であることを確認している。異音が大きくモーターに振動が発生していると判断した場合は、予防保全としてモーター等の部品交換を実施している。ここでは、振動測定を行っていることを示すために、「2M」を追加する。

施設管理実施計画の記載について

1. 施設管理実施計画策定の基本方針

施設管理実施計画は、現行保安活動（設計、工事、試験、検査及び点検（巡視も含む。））を法令の技術基準の要求に照らして整理し、対象とする構造物、系統、設備、機器及び器具を選別して策定する。また、耐震重要度分類及び加工施設の運転への影響を考慮した施設管理重要度分類※1に応じて保全方式※2を策定する。なお、今後の新規制対応工事により設置する安全機能を有する施設は、その設置後に施設管理実施計画の対象とする。

※1:規格、運転経験、使用環境、劣化故障モード、機器等設計知見、科学的知見、高経年化技術を考慮すること。

※2:重要度に応じ、時間基準保全、状態基準保全、事後保全等の方式を選択すること。

2. 施設管理実施計画策定に係る個別方針

(1) 管理対象設備の選定

保全を行うべき対象範囲を以下の設備から選定し「保全対象一覧表」を策定する。ただし、消耗品、工具等の資機材は含めない。

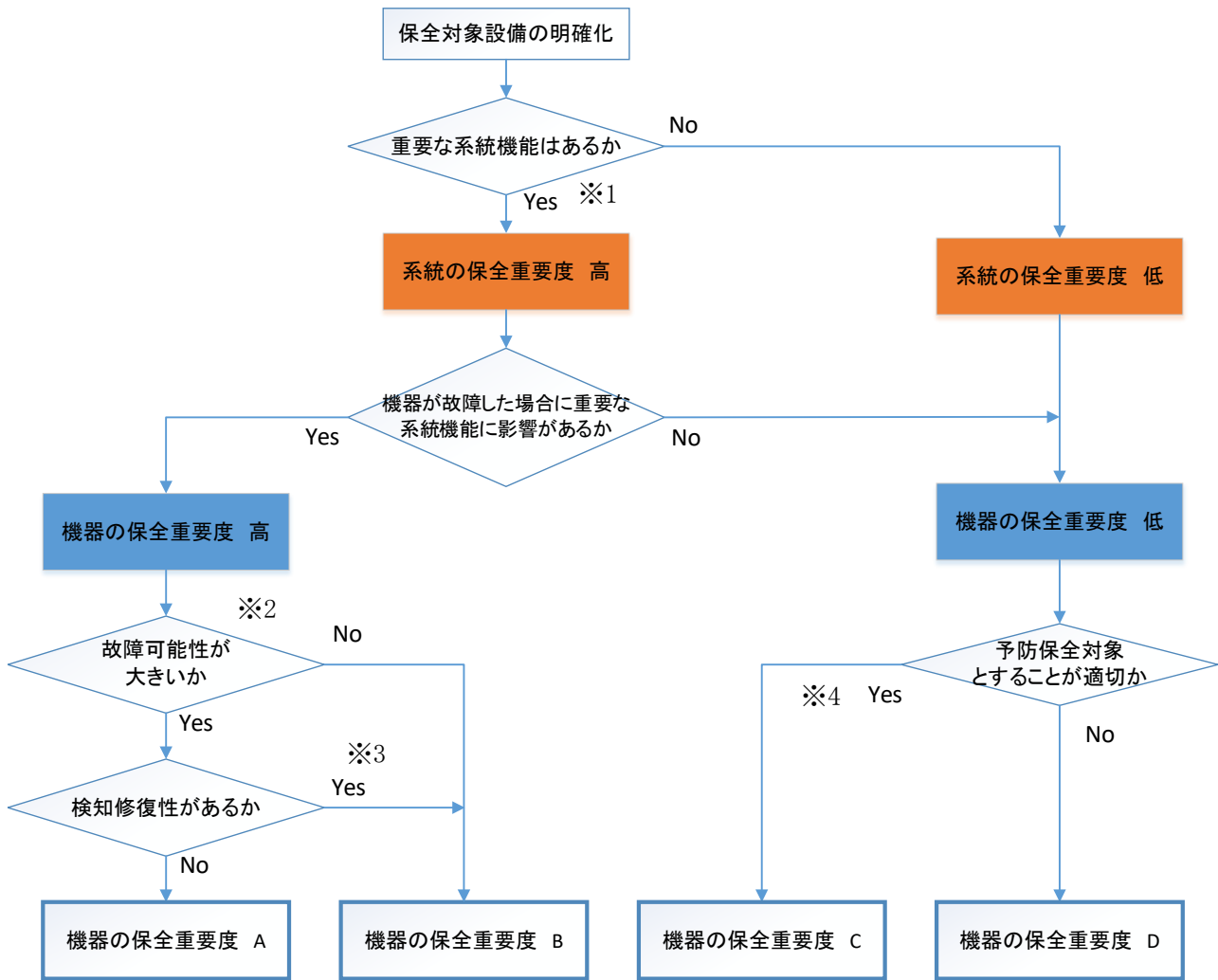
1. 安全機能を有する施設として加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置したもの
2. 上記の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの
3. その他自ら定める設備

(2) 施設管理の重要度の選定及び保全方式の選定

保全対象範囲について、系統ごとの範囲やその機能を明確にした上で、当該機器等の故障の影響、運転経験等を考慮して、「図1 保全重要度の設定フロー」に基づき保全重要度を設定する。

3. 記載に関する方針

- ・ 施設区分の欄には、当該加工施設を構成する施設区分名を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：成形施設、貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設など
 - ・ 設備名の欄には、上記区分を構成する設備名を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：囲い式フードなど
 - ・ 点検及び試験の項目の欄には、各管理部門で実施する試験、点検、巡視を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：外観点検、機能・性能試験など
 - ・ 保全重要度の欄には保全重要度を記載する。以下に記載の例を示す。
例：A、B、Cなど
 - ・ 保全形式又は頻度の欄には実施頻度を記載する。頻度の記載は以下のとおり。
Y：年、M：月、W：週、D：日、WD：平日
- なお、上記に該当するものがない場合には実施する頻度を記載（例：使用の都度、取扱の都度など）



※1：水素ガス爆発の発生防止機能、影響緩和機能を重要なシステム機能とする。

※2：過去の故障履歴の有無等を考慮し、点検を実施しなかった場合に、劣化による故障の可能性が大きい機器であるかを判断する。

※3：警報システム、巡視、状態監視等により、機能喪失に至る前に機器の劣化を検知できる場合は「検知修復性あり」とする。

※4：機器の故障が運転員に対して許容できない作業負担等になる場合、修理又は機器交換に許容できない時間等を要する場合。

図1 保全重要度の設定フロー

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
1	自動火災報知設備の警報作動検査 ^{注4}	1	加工工場	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	
		2	廃棄物処理棟	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	
		3	原料貯蔵庫	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	
		4	廃棄物倉庫	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	
		5	廃棄物倉庫Ⅱ	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	
		6	事務棟	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注4） （点検に作動試験を含めて実施）
2	可燃性ガス検知器の警報作動検査 ^{注1}	1	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		2	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		3	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		4	加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RINo. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1） 撤去まで使用せず
		5	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	焼結炉 RⅡ	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		6	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
3	負圧警報装置の警報作動検査	1	加工工場	気体廃棄設備	差圧計	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正 作動試験	C	12M	
		2	廃棄物処理棟	気体廃棄設備	差圧計	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正 作動試験	C	12M	
4	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査 ^{注2}	1	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		2	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		3	加工工場 廃液処理室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		4	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	集水槽 No. 1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		5	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	集水槽 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		6	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		7	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		8	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		9	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 4	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		10	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		11	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2 水槽①	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		12	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2 水槽②	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		13	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	レンジャー	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		14	廃棄物処理棟 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		15	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	受水集水槽	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		16	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		17	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		18	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	
		19	加工工場 分析室Ⅲ	廃液処理設備	分析廃液処理装置	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	C	12M	新規制対応のために 今回対象外（注2）
		20	加工工場 安全管理室	警報監視盤	—	チ、放射線管理施設	作動試験	C	12M	
		21	安全管理棟	警報監視盤	—	チ、放射線管理施設	作動試験	C	12M	
5	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査 ^{注1}	1	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		2	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		3	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）
		4	加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RINo. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1） 撤去まで使用せず
		5	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	焼結炉 RⅡ	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	設置場所	設備・機器名称						機器名
6	非常用電源設備の作動検査 ^{注3}	1	機械棟（屋外）	ディーゼル式発電機 No. 1	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	
		2	機械棟（屋内）	ディーゼル式発電機 No. 2	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	
		3	機械棟（屋外）	ディーゼル式発電機 No. 3	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	
		4	廃棄物処理棟（屋外）	ディーゼル式発電機（廃棄物処理棟用）	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	
		5	機械棟（屋内）	ディーゼル式発電機（事務棟通信設備用）	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
		6	屋外	ディーゼル式発電機（対策本部用）	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）
7	気体廃棄設備の処理能力検査 ^{注2}	1	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-1 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		2	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-2 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		3	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-4 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		4	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-5 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		5	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-6 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		6	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-11 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		7	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-12 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		8	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-13 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		9	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-14 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		10	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-15 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		11	加工工場 ベレット加工室 I	気体廃棄設備（F-4 系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		12	加工工場 ベレット加工室 II	気体廃棄設備（F-13, F-14 系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		13	加工工場 ベレット加工室 R I	気体廃棄設備（F-4 系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		14	加工工場 ベレット加工室 R II	気体廃棄設備（F-5 系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		15	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-1 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		16	廃棄物処理棟 廃棄物処理室 II	気体廃棄設備（EF-1 系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		17	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備（EF-2 系統）	高温用フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		18	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備（EF-2 系統）	セラミックフィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		19	加工工場	気体廃棄設備（F-1 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		20	加工工場	気体廃棄設備（F-2 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		21	加工工場	気体廃棄設備（F-4 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		22	加工工場	気体廃棄設備（F-5 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		23	加工工場	気体廃棄設備（F-6 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		24	加工工場	気体廃棄設備（F-11 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		25	加工工場	気体廃棄設備（F-12 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		26	加工工場	気体廃棄設備（F-13 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		27	加工工場	気体廃棄設備（F-14 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		28	加工工場	気体廃棄設備（F-15 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		29	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		30	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	ダクト	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		31	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-1 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		32	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-2 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		33	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-4 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		34	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-5 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		35	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-6 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		36	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-11 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		37	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-12 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		38	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-13 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		39	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-14 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		40	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-15 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		41	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-1 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		42	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-2 系統）	主排風機、補助排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		43	加工工場	気体廃棄設備（F-1, F-4 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
7	気体廃棄設備の処理能力検査 ^{注2}	44	加工工場	気体廃棄設備 (F-2, F-5, F-6系統) (リサイクル、ワンスルー)	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		45	加工工場	気体廃棄設備 (F-11, F-13系統) (リサイクル、ワンスルー)	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		46	加工工場	気体廃棄設備 (F-12, F-14 系統)	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		47	加工工場	気体廃棄設備 (F-15 系統)	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		48	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		49	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	燃焼空気プロア	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
8	液体廃棄設備の処理能力検査	1	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		2	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		3	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		4	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 4	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		5	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 1	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		6	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		7	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
9	γ線エリアモニタの警報作動検査	1	加工工場 集合体貯蔵エリア I	エリアモニタ No. 1	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		2	加工工場 ペレット貯蔵室	エリアモニタ No. 2	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		3	加工工場 ペレット加工室 I	エリアモニタ No. 3	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		4	加工工場 原料貯蔵室 I	エリアモニタ No. 4	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		5	加工工場 ペレット加工室 R II (1)	エリアモニタ No. 6	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		6	加工工場 ペレット加工室 R II (2)	エリアモニタ No. 7	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		7	加工工場 ペレット貯蔵エリア I	エリアモニタ No. 10	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		8	加工工場 ペレット加工室 R I	エリアモニタ No. 11	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		9	加工工場 原料貯蔵室 VI	エリアモニタ No. 12	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		10	加工工場 燃料棒保管室	エリアモニタ No. 13	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		11	加工工場 集合体貯蔵室	エリアモニタ No. 14	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		12	加工工場 容器保管室	エリアモニタ No. 15	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		13	原料貯蔵庫 原料貯蔵室 III	エリアモニタ No. 9	検出器	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		14	加工工場 安全管理室	放射線監視盤	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		15	安全管理棟	警報監視盤	—	チ. 放射線管理施設	作動試験	C	12M	
10	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	1	加工工場 給気室 I	ダストモニタ (排気用モニタ I)	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		2	加工工場 給気室 I	ダストモニタ (排気用モニタ II)	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		3	加工工場 給気室 I	ダストモニタ (排気用予備機)	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		4	加工工場 排気室	ダストモニタ (換気用モニタ I)	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		5	加工工場 排気室	ダストモニタ (換気用モニタ II)	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		6	加工工場 排気室	ダストモニタ (換気用モニタ III)	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		7	廃棄物処理棟 排気室	ダストモニタ (排気用モニタ)	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		8	加工工場 安全管理室	放射線監視盤	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		9	廃棄物処理棟 管理室	放射線監視盤	—	チ. 放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		10	安全管理棟	警報監視盤	—	チ. 放射線管理施設	作動試験	C	12M	

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
11	過加熱防止機構の作動検査 ^{注2}	1	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注2）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注2）
		3	加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注2）
		4	加工工場 ベレット加工室 RII	焼結炉 R II	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注2）
		5	加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RINo. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		6	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注2）
		7	加工工場 ベレット加工室 I	焙焼炉 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		8	加工工場 ベレット加工室 II	焙焼炉 No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	
		9	加工工場 ベレット加工室 R I	焙焼炉 No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		10	加工工場 ベレット加工室 RII	焙焼炉 No. 4	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	
		11	加工工場 ベレット加工室 RII	焙焼炉 No. 5	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		12	加工工場 ベレット加工室 I	スタック乾燥装置 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		13	加工工場 ベレット加工室 II	スタック乾燥装置 No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
12	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査 ^{注1}	1	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注1）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注1）
		3	加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注1）
		4	加工工場 ベレット加工室 RII	焼結炉 R II	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注1）
		5	加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RINo. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注1） 撤去まで使用せず
13	搬送設備の停電時保持能力検査 ^{注2}	1	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		3	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		4	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		5	加工工場 ベレット加工室 II	粉末缶昇降装置	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		6	加工工場 ベレット加工室 II	モノレールホイスト No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	
		7	加工工場 ベレット加工室 II	モノレールホイスト No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		8	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末缶昇降装置 RII	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		9	加工工場 ベレット加工室 RII	昇降旋回リフター	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		10	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ昇降装置 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	
		11	加工工場 ベレット加工室 RII	スクラップ昇降装置 RII	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	
		12	加工工場 ベレット加工室 R I	昇降装置	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		13	加工工場 ベレット加工室 R I	移載装置（混合機 R I No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		14	加工工場 ベレット加工室 R I	移載装置（プレス R I の付属設備）	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		15	加工工場 ベレット加工室 R I	粉末投入装置	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		16	加工工場 粉末調整室	リフターNo. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		17	加工工場 粉末調整室	昇降装置	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		18	加工工場 搬出入室 I	クレーン	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		19	加工工場 原料貯蔵室 I	ホイスト S I No. 1	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		20	加工工場 原料貯蔵室 I	ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン）	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		21	加工工場 ベレット加工室 RII	ダブルレールホイスト R II No. 1	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
13	搬送設備の停電時保持能力検査 ^{注2}	22	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン）（3台）	—	へ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		23	加工工場 原料貯蔵室VI	ハンドクレーン No.1	—	へ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		24	加工工場 原料貯蔵室VI	ハンドクレーン No.2	—	へ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		25	原料貯蔵庫 原料貯蔵室III	ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン）（3台）	—	へ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		26	加工工場 入出荷ヤード	天井走行クレーン	—	へ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		27	加工工場 容器保管室	容器保管室天井走行クレーン	—	へ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		28	加工工場 ベレット貯蔵エリア I	ベレット運搬台車	—	へ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		29	加工工場 ベレット貯蔵室	昇降台 No.1	—	へ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		30	加工工場 ベレット貯蔵室	昇降台 No.2	—	へ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		31	加工工場 ベレット加工室 I	ウラン運搬台車（マガジン移載台車）	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		32	加工工場 ベレット加工室 I	ウラン運搬台車（ベレット運搬台車）（A-4型）	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		33	加工工場 組立室	燃料棒運搬台車（ラックマスター）	—	ニ、被覆施設	機能・性能試験	C	12M	
		34	加工工場 組立室	天井走行クレーン	—	ホ、組立施設	機能・性能試験	C	12M	
		35	加工工場 組立室	容量 0.45t 付属クレーン	—	ホ、組立施設	機能・性能試験	C	12M	
		36	加工工場 ベレット加工室 R I	ローラーコンベア No.1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		37	加工工場 ベレット加工室 R I	ローラーコンベア No.2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		38	加工工場 ベレット加工室 R I	ローラーコンベア No.3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		39	廃棄物倉庫 II 廃棄物貯蔵室 IV	天井走行クレーン	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		40	加工工場 ベレット加工室 R II	ベレット貯蔵容器搬送装置 R II (2)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		41	加工工場 ベレット加工室 R II	ベレット貯蔵容器搬送装置 R II (5)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		42	加工工場 ベレット加工室 R II	ベレット貯蔵容器昇降装置 R II	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	
		43	加工工場 組立室	集合体検査台	—	ホ、組立施設	機能・性能試験	C	12M	新規制対応のために 今回対象外（注2）
		44	屋外（加工工場東外壁面）	0.49t モノレールホイスト	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	新規制対応のために 今回対象外（注2）
		45	加工工場 ベレット加工室 I	ジブクレーン	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	新規制対応のために 今回対象外（注2）
		46	原料貯蔵庫 原料貯蔵室 III	ハンドクレーン	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	新規制対応のために 今回対象外（注2）
		47	原料貯蔵庫 原料貯蔵室 III	モノレールホイスト	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	新規制対応のために 今回対象外（注2）
		48	廃棄物処理棟 廃棄物保管室 II	天井走行クレーン	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	新規制対応のために 今回対象外（注2）

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
14	第1種管理区域の負圧確認検査	1	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-1 系統）	排風機 ペレット加工室 I、ペレット加工室 R I、原料貯蔵室 I、ペレット貯蔵室、更衣室・洗濯室、放射線管理室	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		2	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-2 系統）	排風機 ペレット加工室 R II、製造支援室	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		3	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-11 系統）	排風機 ペレット加工室 II	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		4	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-12 系統）	排風機 分析室 I、分析室 II、分析室 III、粉末調整室	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		5	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-15 系統）	排風機 廃液処理室、排気室	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		6	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-1 系統）	排風機 廃液処理室、廃棄物処理室 I、廃棄物処理室 II、廃棄物保管室 I、廃棄物保管室 II、炉室、更衣室、排気室	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		7	加工工場	加工工場	—	ヘ. 貯蔵施設 ハ. 成型施設 ニ. 被覆施設 ホ. 組立施設	機能・性能試験	C	12M	
		8	廃棄物処理棟	廃棄物処理棟	—	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
15	設備内風速・負圧の確認検査 ^{注2}	1	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶投入装置 No.1 のフード部	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		2	加工工場 ペレット加工室 I	粉末調整ボックス No.1	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		3	加工工場 ペレット加工室 I	プレス No.1	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		4	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶投入装置 No.2 のフード部	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		5	加工工場 ペレット加工室 I	粉末調整ボックス No.2	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		6	加工工場 ペレット加工室 I	プレス No.2	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		7	加工工場 ペレット加工室 II	粉末缶投入装置 No.3	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		8	加工工場 ペレット加工室 II	粉末調整ボックス No.3	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		9	加工工場 ペレット加工室 II	プレス No.3	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		10	加工工場 ペレット加工室 R II	粉末調整ボックス R II	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		11	加工工場 ペレット加工室 R II	粉末採取ボックス R II	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		12	加工工場 ペレット加工室 R II	プレス R II	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		13	加工工場 ペレット加工室 I	粉末作業ボックス No.1	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	
		14	加工工場 ペレット加工室 II	粉末作業ボックス No.2	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	
		15	加工工場 ペレット加工室 I	粉末作業ボックス No.3	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	
		16	加工工場 ペレット加工室 R II	粉末作業ボックス R II No.1	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	
		17	加工工場 ペレット加工室 I	粉末取扱ボックス No.8	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	
		18	加工工場 ペレット加工室 II	粉末取扱ボックス No.9	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	
		19	加工工場 ペレット加工室 R II	粉末取扱ボックス R II No.1	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	
		20	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップ投入ボックス No.1	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	
		21	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップ取出ボックス No.1	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	
		22	加工工場 ペレット加工室 R II	スクラップ投入ボックス R II	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	
		23	加工工場 ペレット加工室 R II	スクラップ取出ボックス R II	—	ハ. 成型施設	外観点検	C	12M	

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
15	設備内風速・負圧の確認検査 ^{注2}	24	加工工場 ベレット加工室 I	入口ボックス（焙焼炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		25	加工工場 ベレット加工室 I	焙焼炉 No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		26	加工工場 ベレット加工室 I	排出部コンベア（焙焼炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		27	加工工場 ベレット加工室 I	出口ボックス（焙焼炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		28	加工工場 ベレット加工室 II	入口ボックス（焙焼炉 No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	
		29	加工工場 ベレット加工室 II	出口ボックス（焙焼炉 No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	
		30	加工工場 ベレット加工室 RII	入口ボックス（焙焼炉 No. 4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	
		31	加工工場 ベレット加工室 RII	焙焼炉 No. 4	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	
		32	加工工場 ベレット加工室 RII	出口ボックス（焙焼炉 No. 4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	
		33	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No. 2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		34	加工工場 ベレット加工室 I	粉末保管棚	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		35	加工工場 ベレット加工室 RI	粉末投入装置	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		36	加工工場 ベレット加工室 RI	投入ボックス RI	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		37	加工工場 ベレット加工室 RI	篩別機 RI	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		38	加工工場 ベレット加工室 RI	プレス RI	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		39	加工工場 粉末調整室	昇降装置フード	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		40	加工工場 粉末調整室	粉末投入ボックス	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		41	加工工場 粉末調整室	粉末取出ボックス	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		42	加工工場 ベレット加工室 RI	入口ボックス（焙焼炉 No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		43	加工工場 ベレット加工室 RI	出口ボックス（焙焼炉 No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		44	加工工場 ベレット加工室 RI	粉末作業ボックス RI No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		45	加工工場 ベレット加工室 RI	粉末取扱ボックス RI No. 2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		46	加工工場 ベレット加工室 I	洗浄処理設備 No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		47	加工工場 ベレット加工室 RI	洗浄処理設備 RI	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		48	加工工場 ベレット加工室 RII	洗浄処理設備 RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		49	加工工場 ベレット加工室 I	研磨洗浄装置 No. 1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		50	加工工場 ベレット加工室 I	研磨洗浄装置 No. 2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		51	加工工場 ベレット加工室 II	研磨洗浄装置 No. 3	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		52	加工工場 ベレット加工室 RII	研磨洗浄装置 RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		53	加工工場 ベレット加工室 RI	研磨洗浄装置 RI	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		54	廃棄物処理棟 廃棄物処理室 II	切断式解体装置（フィルタ振動装置）	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		55	廃棄物処理棟 廃棄物処理室 II	切断式解体装置（フィルタ解体装置）	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		56	廃棄物処理棟 廃棄物処理室 II	廃棄物取扱ボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		57	廃棄物処理棟 炉室	焼却灰充填装置	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		58	廃棄物処理棟 炉室	セラミックフィルタ灰充填装置	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
15	設備内風速・負圧の確認検査 ^{注2}	59	加工工場 分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo. 1	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M	
		60	加工工場 分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo. 2	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M	
		61	加工工場 分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo. 3	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M	
		62	加工工場 廃液処理室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
		63	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）
		64	加工工場 放射線管理室	ドラフトチャンバー	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
16	濾過装置の性能確認検査 ^{注2}	1	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-1 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		2	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-2 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		3	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-4 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		4	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-5 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		5	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-6 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		6	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-11 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		7	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-12 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		8	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-13 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		9	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-14 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		10	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-15 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		11	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	気体廃棄設備（F-4 系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		12	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	気体廃棄設備（F-13, F-14 系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		13	加工工場 ベレット加工室 RⅠ	気体廃棄設備（F-4 系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		14	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	気体廃棄設備（F-5 系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		15	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-1 系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		16	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	気体廃棄設備（EF-1 系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		17	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備（EF-2 系統）	高温用フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		18	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備（EF-2 系統）	セラミックフィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
17	異常圧逃がし機構の作動検査 ^{注4}	1	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注4）
		2	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No.2	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注4）
		3	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	焼結炉 No.3	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注4）
		4	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	焼結炉 RⅡ	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注4）
		5	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注4）
18	失火検知機構の作動検査 ^{注4}	1	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注4）
19	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 ^{注2}	1	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-1 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		2	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-2 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		3	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-4 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		4	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-5 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		5	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-6 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		6	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-11 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		7	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-12 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		8	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-13 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		9	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-14 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		10	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-15 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		11	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-1 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		12	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-2 系統）	主排風機、補助排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		13	加工工場	気体廃棄設備（F-1, F-4 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		14	加工工場	気体廃棄設備（F-2, F-5, F-6 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		15	加工工場	気体廃棄設備（F-11, F-13 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		16	加工工場	気体廃棄設備（F-12, F-14 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	設置場所	設備・機器名称						機器名
19	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 ^{注2}	17	加工工場	気体廃棄設備（F-15 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		18	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		19	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	燃焼空気遮断弁、炉内圧力調整弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）
		20	加工工場	気体廃棄設備（F-1, F-4 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		21	加工工場	気体廃棄設備（F-2, F-5, F-6 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		22	加工工場	気体廃棄設備（F-11, F-13 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		23	加工工場	気体廃棄設備（F-12, F-14 系統）	給気ファン	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		24	加工工場	気体廃棄設備（F-15 系統）	給気ファン	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		25	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1 系統）	給気ファン	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
26	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	燃焼空気プロア	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）		
20	バッチ供給インターロックの作動検査 ^{注2}	1	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		3	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 1 のフード部	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		4	加工工場 ベレット加工室 I	粉末調整ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		5	加工工場 ベレット加工室 I	混合機 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		6	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		7	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		8	加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 2 のフード部	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		9	加工工場 ベレット加工室 I	粉末調整ボックス No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		10	加工工場 ベレット加工室 I	混合機 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		11	加工工場 ベレット加工室 II	粉末缶昇降装置	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		12	加工工場 ベレット加工室 II	粉末缶投入装置 No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		13	加工工場 ベレット加工室 II	粉末調整ボックス No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		14	加工工場 ベレット加工室 II	混合機 No. 4	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		15	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末缶昇降装置 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		16	加工工場 ベレット加工室 RII	粉末調整ボックス RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		17	加工工場 ベレット加工室 RII	粉砕機 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		18	加工工場 ベレット加工室 RII	混合機 RII No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		19	加工工場 ベレット加工室 RII	篩別機 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		20	加工工場 ベレット加工室 RII	移動ホッパー RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		21	加工工場 ベレット加工室 RII	混合機 RII No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		22	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ昇降装置 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		23	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ投入ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		24	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップウラン粉末混合機 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		25	加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ取出ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		26	加工工場 ベレット加工 RII	スクラップ昇降装置 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		27	加工工場 ベレット加工 RII	スクラップ投入ボックス RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		28	加工工場 ベレット加工 RII	スクラップウラン粉末混合機 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		29	加工工場 ベレット加工 RII	スクラップ取出ボックス RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
21	供給制限インターロックの作動検査 ^{注2}	1	加工工場 ベレット加工室 I	ホッパー（プレス No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	移載装置（プレス No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		3	加工工場 ベレット加工室 I	ホッパー（プレス No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		4	加工工場 ベレット加工室 I	移載装置 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		5	加工工場 ベレット加工室 II	ホッパー（プレス No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	設置場所	設備・機器名称						機器名
21	供給制限インターロックの作動検査 ^{注2}	6	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	移載装置（プレス No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		7	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	ホッパー RⅡ	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		8	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	移載装置 RⅡ	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		9	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	粉末作業ボックス No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		10	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	粉末作業ボックス No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		11	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	粉末作業ボックス No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		12	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	粉末作業ボックス RⅡ No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		13	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	粉末取扱ボックス No. 8	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		14	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	粉末取扱ボックス No. 9	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		15	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	粉末取扱ボックス RⅡ No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		16	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	入口ボックス（焙焼炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		17	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	出口ボックス（焙焼炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		18	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	出口ボックス（焙焼炉 No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		19	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	入口ボックス（焙焼炉 No. 4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		20	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	出口ボックス（焙焼炉 No. 4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
		21	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	粉末取扱ボックス RⅡ No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		22	加工工場 ベレット加工室 RⅠ	粉末投入装置	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		23	加工工場 ベレット加工室 RⅠ	移載装置（プレス RⅠ の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		24	加工工場 粉末調整室	リフター No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		25	加工工場 粉末調整室	粉末投入ボックス	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		26	加工工場 ベレット加工室 RⅠ	出口ボックス（焙焼炉 No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		27	加工工場 ベレット加工室 RⅠ	粉末作業ボックス RⅠ No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		28	加工工場 ベレット加工室 RⅠ	粉末取扱ボックス RⅠ No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		29	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	洗浄処理設備 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		30	加工工場 ベレット加工室 RⅠ	洗浄処理設備 RⅠ	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		31	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	洗浄処理設備 RⅡ	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		32	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		33	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		34	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		35	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		36	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 No. 2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		37	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		38	加工工場 ベレット加工室 RⅡ	研磨液ろ過装置 RⅡ	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		39	加工工場 ベレット加工室 RⅠ	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 RⅠ の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		40	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	積載装置(1)(2)（焼結炉 No. 1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		41	加工工場 ベレット加工室Ⅰ	積載装置 No. 2(1)(2)	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		42	加工工場 ベレット加工室Ⅱ	積載装置(2)(3)（焼結炉 No. 3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
21	供給制限インターロックの作動検査 ^{注2}	43	加工工場 ベレット加工室 R I	積載装置 R I	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2） 撤去まで使用せず
		44	加工工場 ベレット加工室 R II	ベレット搬送装置 R II (1)	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
		45	加工工場 ベレット加工室 R II	積載装置 R II	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
22	フレームカーテンの作動状況確認検査 ^{注4}	1	加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注4）
23	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査 ^{注4}	1	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注4）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注4）
		3	加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注4）
		4	加工工場 ベレット加工室 R II	焼結炉 R II	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注4）
24	緊急遮断弁の作動検査 ^{注4}	1	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注4）
		2	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注4）
		3	加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注4）
		4	加工工場 ベレット加工室 R II	焼結炉 R II	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注4）
		5	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注4）
25	漏水検知器及び排水ポンプの作動検査	1	加工工場 集合体貯蔵エリア I	地下式集合体貯蔵庫	漏水検知器、排水ポンプ	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
26	モニタリングポストの警報作動検査 ^{注4}	1	屋外	モニタリングポスト No. 1	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		2	屋外	モニタリングポスト No. 2	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		3	安全管理棟	放射線監視盤（モニタリングポスト）	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
27	送排風機異常時インターロックの作動検査 ^{注4}	1	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-1 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		2	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-2 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		3	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-4 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		4	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-5 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		5	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-6 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		6	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-11 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		7	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-12 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		8	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-13 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		9	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-14 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		10	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-15 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		11	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-1 系統）	排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		12	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-2 系統）	主排風機、補助排風機	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		13	加工工場	気体廃棄設備（F-1, F-4 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		14	加工工場	気体廃棄設備（F-2, F-5, F-6 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		15	加工工場	気体廃棄設備（F-11, F-13 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		16	加工工場	気体廃棄設備（F-12, F-14 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		17	加工工場	気体廃棄設備（F-15 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		18	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名					
27	送排風機異常時インターロックの作動検査 ^{注4}	19	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	燃焼空気遮断弁、炉内圧力調整弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		20	加工工場	気体廃棄設備（F-1, F-4 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		21	加工工場	気体廃棄設備（F-2, F-5, F-6 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		22	加工工場	気体廃棄設備（F-11, F-13 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		23	加工工場	気体廃棄設備（F-12, F-14 系統）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		24	加工工場	気体廃棄設備（F-15 系統）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		25	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1 系統）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
28	ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 ^{注4}	26	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	燃焼空気ブロア	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		1	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-1 系統）	排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		2	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-2 系統）	排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		3	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-4 系統）	排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		4	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-5 系統）	排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		5	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-6 系統）	排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		6	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-11 系統）	排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		7	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-12 系統）	排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		8	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-13 系統）	排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		9	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-14 系統）	排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		10	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-15 系統）	排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		11	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-1 系統）	排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		12	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EF-2 系統）	主排風機、補助排風機	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		13	加工工場	気体廃棄設備（F-1, F-4 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		14	加工工場	気体廃棄設備（F-2, F-5, F-6 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		15	加工工場	気体廃棄設備（F-11, F-13 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		16	加工工場	気体廃棄設備（F-12, F-14 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		17	加工工場	気体廃棄設備（F-15 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		18	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		19	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	燃焼空気遮断弁、炉内圧力調整弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		20	加工工場	気体廃棄設備（F-1, F-4 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		21	加工工場	気体廃棄設備（F-2, F-5, F-6 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		22	加工工場	気体廃棄設備（F-11, F-13 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		23	加工工場	気体廃棄設備（F-12, F-14 系統）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		24	加工工場	気体廃棄設備（F-15 系統）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		25	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1 系統）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
26	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	燃焼空気ブロア	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）		

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		No.	設置場所	設備・機器名称						機器名
29	室内負圧異常時インターロックの作動検査 ^{注4}	1	加工工場	気体廃棄設備	差圧計	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	今回対象外（注4）
		2	廃棄物処理棟	気体廃棄設備	差圧計	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	今回対象外（注4）
		3	加工工場	気体廃棄設備（F-1, F-4 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		4	加工工場	気体廃棄設備（F-2, F-5, F-6 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		5	加工工場	気体廃棄設備（F-11, F-13 系統） （リサイクル、ワンスルー）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		6	加工工場	気体廃棄設備（F-12, F-14 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		7	加工工場	気体廃棄設備（F-15 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		8	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1 系統）	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		9	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	燃焼空気遮断弁、炉内圧力調整弁	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		10	加工工場	気体廃棄設備（F-1, F-4 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		11	加工工場	気体廃棄設備（F-2, F-5, F-6 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		12	加工工場	気体廃棄設備（F-11, F-13 系統） （リサイクル、ワンスルー）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		13	加工工場	気体廃棄設備（F-12, F-14 系統）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		14	加工工場	気体廃棄設備（F-15 系統）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		15	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1 系統）	給気ファン	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
		16	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	燃焼空気ブロー	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注4）
30	地震発生時可燃性ガス遮断インターロックの作動検査 ^{注4}	1	加工工場	緊急設備	感震計	リ. その他の加工施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注4）
31	地震発生時送水ポンプ自動停止装置の作動検査 ^{注4}	1	加工工場	緊急設備	感震計	リ. その他の加工施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注4）
32	放送設備の一斉放送検査 ^{注4}	1	加工工場	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備)	リ. その他の加工施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注4）
		2	廃棄物処理棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備)	リ. その他の加工施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注4）
		3	原料貯蔵庫	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備)	リ. その他の加工施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注4）
		4	廃棄物倉庫	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備)	リ. その他の加工施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注4）
		5	廃棄物倉庫 II	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備)	リ. その他の加工施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注4）
		6	屋外	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備)	リ. その他の加工施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注4）

注1：下記検査項目の対象設備は、今後予定している新規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- ・気体廃棄設備の処理能力検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・濾過装置の性能確認検査
- ・送排風機の起動停止インターロックの作動検査
- ・バッチ供給インターロックの作動検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注3：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、新規制基準の設工認に基づく使用前検査を受けてから検査対象とするものである。

- ・非常用電源設備の作動検査

注4：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・フレームカーテンの作動状況確認検査
- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・緊急遮断弁の作動検査
- ・モニタリングポストの警報作動検査
- ・送排風機異常時インターロックの作動検査
- ・ダンパー開度異常時インターロックの作動検査
- ・室内負圧異常時インターロックの作動検査
- ・地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査
- ・地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査
- ・放送設備の一斉放送検査
- ・自動火災報知設備の警報作動検査

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分					
リ．その他の加工施設	加工工場	火災感知設備	自動火災報知設備	地盤	第五条	—	作動試験	C	1、6 M
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—			
				火災等	第十一条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査			
				安全機能	第十四条第 1 項	—			
					第十四条第 2 項	—			
				警報	第十八条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査			
非常用電源	第二十四条第 2 項	—							
リ．その他の加工施設	廃棄物処理棟	火災感知設備	自動火災報知設備	地盤	第五条	—	作動試験	C	1、6 M
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—			
				火災等	第十一条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査			
				安全機能	第十一条第 3 項	—			
					第十四条第 1 項	—			
				第十四条第 2 項	—				
警報	第十八条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査							
非常用電源	第二十四条第 2 項	—							
リ．その他の加工施設	原料貯蔵庫	火災感知設備	自動火災報知設備	地盤	第五条	—	作動試験	C	6 M
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—			
				火災等	第十一条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査			
				安全機能	第十四条第 1 項	—			
					第十四条第 2 項	—			
				警報	第十八条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査			
非常用電源	第二十四条第 2 項	—							
リ．その他の加工施設	廃棄物倉庫	火災感知設備	自動火災報知設備	地盤	第五条	—	作動試験	C	6 M
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—			
				火災等	第十一条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査			
				安全機能	第十一条第 3 項	—			
					第十四条第 1 項	—			
				第十四条第 2 項	—				
警報	第十八条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査							
非常用電源	第二十四条第 2 項	—							
リ．その他の加工施設	廃棄物倉庫Ⅱ	火災感知設備	自動火災報知設備	地盤	第五条	—	作動試験	C	6 M
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—			
				火災等	第十一条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査			
				安全機能	第十一条第 3 項	—			
					第十四条第 1 項	—			
				第十四条第 2 項	—				
警報	第十八条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査							
非常用電源	第二十四条第 2 項	—							
リ．その他の加工施設	事務棟	火災感知設備	自動火災報知設備	火災等	第十一条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査（注 4）	作動試験	C	1、6 M
				安全機能	第十一条第 3 項	—			
					第十四条第 1 項	—			
				第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	自動火災報知設備の警報作動検査（注 4）			
				非常用電源	第二十四条第 2 項	—			
リ．その他の加工施設	加工工場	消火設備	消火器	火災等	第十一条第 1 項	—	外観点検	C	6 M
				安全機能	第十四条第 1 項	—			
					第十四条第 2 項	—			
リ．その他の加工施設	廃棄物処理棟	消火設備	消火器	火災等	第十一条第 1 項	—	外観点検	C	6 M
				安全機能	第十四条第 1 項	—			
					第十四条第 2 項	—			

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分 条項番号						
リ．その他の加工施設	原料貯蔵庫	消火設備	消火器	火災等	第十一条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注6）
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
リ．その他の加工施設	廃棄物倉庫	消火設備	消火器	火災等	第十一条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注6）
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
リ．その他の加工施設	廃棄物倉庫Ⅱ	消火設備	消火器	火災等	第十一条第1項	—	外観点検	C	6M	今回対象外（注6）
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備	差圧計	地盤	第五条	—	作動試験 計器校正	C	1M 12M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	負圧警報装置の警報作動検査 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注4）				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査				
					第十八条第2項	室内負圧異常時インターロックの作動検査（注4）				
				廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—								
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備	差圧計	地盤	第五条	—	作動試験 計器校正	C	1M 12M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	負圧警報装置の警報作動検査 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注4）				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報作動検査				
					第十八条第2項	室内負圧異常時インターロックの作動検査（注4）				
				廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—								
リ．その他の加工施設	機械棟（屋外）	ディーゼル式発電機 No. 1	—	地盤	第五条	—	機能・性能 試験 外観点検	C	1、12M 12M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十四条第1項	—				
				安全機能	第十四条第2項	—				
					第十四条第4項	—				
					警報	第十八条第2項				
				非常用電源	第二十四条第1項	—				

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
リ．その他の加工施設	機械棟（屋内）	ディーゼル式発電機 No. 2	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1、1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				外部衝撃	第八条第 1 項	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
					第十四条第 4 項	—				
				警報	第一八条第 2 項	非常用電源設備の作動検査				
				非常用電源	第二十四条第 1 項					
リ．その他の加工施設	機械棟（屋外）	ディーゼル式発電機 No. 3	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1、1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				外部衝撃	第八条第 1 項	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
					第十四条第 4 項	—				
				警報	第一八条第 2 項	非常用電源設備の作動検査				
				非常用電源	第二十四条第 1 項					
リ．その他の加工施設	廃棄物処理棟（屋外）	ディーゼル式発電機（廃棄物処理棟用）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1、1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				外部衝撃	第八条第 1 項	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
					第十四条第 4 項	—				
				警報	第一八条第 2 項	非常用電源設備の作動検査				
				非常用電源	第二十四条第 1 項					
リ．その他の加工施設	機械棟（屋内）	ディーゼル式発電機（事務棟通信設備用）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				外部衝撃	第八条第 1 項	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
					第十四条第 4 項	—				
				警報	第一八条第 2 項	非常用電源設備の作動検査（注 3）				
				非常用電源	第二十四条第 1 項					
リ．その他の加工施設	屋外	ディーゼル式発電機（対策本部用）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				外部衝撃	第八条第 1 項	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
					第十四条第 4 項	—				
				警報	第一八条第 2 項	非常用電源設備の作動検査（注 3）				
				非常用電源	第二十四条第 1 項					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
リ. その他 の加工施設	機械棟	無停電電源装置	—	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 D	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十四条第4項	—				
非常用電源	第二十四条第1項	—								
ハ. 成型施設 ニ. 被覆施設 ホ. 組立施設 ヘ. 貯蔵施設	加工工場	加工工場	—	臨界	第四条第2項	—	機能・性能 試験（※1） 外観点検	C	1 0 Y （※1） 1 2 M	
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※1）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				遮蔽	第二十二條第1項	—				
					第二十二條第2項	—				
				ヘ. 貯蔵施設	原料貯蔵庫	原料貯蔵庫				
地盤	第五条	—								
地震	第六条第1項（※1）	—								
外部衝撃	第八条第1項	—								
	第八条第2項	—								
不法侵入	第九条	—								
閉じ込め	第十条	—								
火災等	第十一条第3項	—								
	第十一条第5項	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								
放管	第十九条	—								
汚染防止	第二十一条	—								
遮蔽	第二十二條第1項	—								
	第二十二條第2項	—								
換気	第二十三条	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	廃棄物処理棟	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験（※1） 外観点検	C	10Y （※1） 12M	
				地震	第六条第1項（※1）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				放管	第十九条	—				
				汚染防止	第二十一条	—				
				遮蔽	第二十二条第1項	—				
第二十二条第2項	—									
換気	第二十三条	—								
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物倉庫	廃棄物倉庫	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験（※1） 外観点検	C	10Y （※1） 12M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※1）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				遮蔽	第二十二条第1項	—				
					第二十二条第2項	—				
				ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物倉庫Ⅱ	廃棄物倉庫Ⅱ				
地震	第六条第1項（※1）	—								
外部衝撃	第八条第1項	—								
	第八条第2項	—								
不法侵入	第九条	—								
閉じ込め	第十条	—								
火災等	第十一条第3項	—								
	第十二条	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								
遮蔽	第二十二条第1項	—								
	第二十二条第2項	—								
リ．その他の加工施設	機械棟	機械棟	—				地盤	第五条	—	外観点検
				地震	第六条第1項	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				遮蔽	第二十二条第1項	—				
					第二十二条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-1 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う（C BM）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-2 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う（C BM）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-4 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う（C BM）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-5 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う（C BM）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分						条項番号
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-6 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う（C BM）
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-11 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う（C BM）
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-12 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う（C BM）
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-13 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う（C BM）
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分 条項番号						
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-14 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	機能・性能 試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う (C BM)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 気体廃棄設備の処理能力検査				
					第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-15 系統)	フィルタボックス	地盤	第五条	—	機能・性能 試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う (C BM)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 気体廃棄設備の処理能力検査				
					第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 ペレット加工室 I	気体廃棄設備 (F-4 系統)	設備排気用フィルタ	地盤	第五条	—	機能・性能 試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う (C BM)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 気体廃棄設備の処理能力検査				
					第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 ペレット加工室 II	気体廃棄設備 (F-13, F-14 系統)	設備排気用フィルタ	地盤	第五条	—	機能・性能 試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確認を行う (C BM)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査 気体廃棄設備の処理能力検査				
					第二十三条					

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 ペレット加工室 R I	気体廃棄設備 (F-4 系統)	設備排気用フ ィルタ	地盤	第五条	—	機能・性能 試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確 認を行う (C BM)
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 ペレット加工室 R II	気体廃棄設備 (F-5 系統)	設備排気用フ ィルタ	地盤	第五条	—	機能・性能 試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確 認を行う (C BM)
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	フィルタボッ クス	地盤	第五条	—	機能・性能 試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確 認を行う (C BM)
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室 II	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	設備排気用フ ィルタ	地盤	第五条	—	機能・性能 試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確 認を行う (C BM)
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
				換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	高温用フィル タボックス	地盤	第五条	—	機能・性能 試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確 認を行う (C BM)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査(注2) 気体廃棄設備の処理能力検査(注2)				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	セラミックフ ィルタ	地盤	第五条	—	機能・性能 試験	C	C BM	フィルタ部分は差圧確 認を行う (C BM)
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査(注2) 気体廃棄設備の処理能力検査(注2)				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-1 系統)	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-2 系統)	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					

表 1-2 施設管理実施計画 (技術基準との対応整理)

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-4 系統)	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-5 系統)	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-6 系統)	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-11 系統)	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備（F-12 系統）	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備（F-13 系統）	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備（F-14 系統）	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備（F-15 系統）	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	ダクト	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 D	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査 (注 2)				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-1 系統)	排風機 ペレット加工室 I、 ペレット加工室 RI、原料貯蔵室 I、 ペレット貯蔵室、更衣室・洗濯室、放射線管理室	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				外部衝撃	第八条第 2 項	—				
				閉じ込め	第十条	第 1 種管理区域の負圧確認検査 送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
				非常用電源	第二十四条第 2 項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分 条項番号						
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-2 系統)	排風機 ペレット 加工室 RII、製造 支援室	地盤	第五条	—	機能・性能 試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査 送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
						—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-4 系統)	排風機	地盤	第五条	—	機能・性能 試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
						—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-5 系統)	排風機	地盤	第五条	—	機能・性能 試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
						—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分 条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-6 系統)	排風機	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—			
				外部衝撃	第八条第 2 項	—			
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				火災等	第十一条第 3 項	—			
					第十一条第 5 項	—			
				安全機能	第十四条第 1 項	—			
					第十四条第 2 項	—			
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査			
				換気	第二十三条	—			
				非常用電源	第二十四条第 2 項	—			
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-11 系統)	排風機 ベレット 加工室 II	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—			
				外部衝撃	第八条第 2 項	—			
				閉じ込め	第十条	第 1 種管理区域の負圧確認検査 送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				火災等	第十一条第 3 項	—			
					第十一条第 5 項	—			
				安全機能	第十四条第 1 項	—			
					第十四条第 2 項	—			
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査			
				換気	第二十三条	—			
				非常用電源	第二十四条第 2 項	—			
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-12 系統)	排風機 分析室 I、 分析室 II、分析室 III、粉末調整室	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—			
				外部衝撃	第八条第 2 項	—			
				閉じ込め	第十条	第 1 種管理区域の負圧確認検査 送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				火災等	第十一条第 3 項	—			
					第十一条第 5 項	—			
				安全機能	第十四条第 1 項	—			
					第十四条第 2 項	—			
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査			
				換気	第二十三条	—			
				非常用電源	第二十四条第 2 項	—			

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-13 系統)	排風機	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-14 系統)	排風機	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-15 系統)	排風機 廃液処理室、排気室	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査 送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4)				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	排風機 廃液処理室、廃棄物処理室 I、廃棄物処理室 II、廃棄物保管室 I、廃棄物保管室 II、炉室、更衣室、排気室	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				外部衝撃	第八条第 2 項	—				
				閉じ込め	第十条	第 1 種管理区域の負圧確認検査 送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
						—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条	—				
				非常用電源	第二十四条第 2 項	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	主排風機、 補助排風機	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 D	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				外部衝撃	第八条第 2 項	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注 2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注 2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
						—				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査 (注 2)				
				換気	第二十三条	—				
				非常用電源	第二十四条第 2 項	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-1, F-4 系統) (リサイクル、ワンスルー)	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
						—				
				廃棄	第二十条	—				
				換気	第二十三条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-2, F-5, F-6 系統) (リサイクル、ワンスルー)	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—			1 2 M	
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)				
				廃棄	第二十条	—				
				換気	第二十三条	—				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-11, F-13 系統) (リサイクル、ワンスルー)	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	—			1 2 M	
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)				
				廃棄	第二十条	—				
				換気	第二十三条	—				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-12, F-14 系統)	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)				
				廃棄	第二十条	—				
				換気	第二十三条	—				

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分 条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-15 系統)	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2M
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—			
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				火災等	第十一条第 3 項	—			
					第十一条第 5 項	—			
				安全機能	第十四条第 1 項	—			
					第十四条第 2 項	—			
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				廃棄	第二十条	—			
				換気	第二十三条	—			
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2M
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—			
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				火災等	第十一条第 3 項	—			
					第十一条第 5 項	—			
				安全機能	第十四条第 1 項	—			
					第十四条第 2 項	—			
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				廃棄	第二十条	—			
				換気	第二十三条	—			
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	燃烧空気遮断弁、炉内圧力調整弁	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 D
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—			
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注 2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				火災等	第十一条第 3 項	—			
					第十一条第 5 項	—			
				安全機能	第十四条第 1 項	—			
					第十四条第 2 項	—			
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 (注 2) 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)			
				廃棄	第二十条	—			
				換気	第二十三条	—			

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-1, F-4 系統) (リサイクル、ワンスルー)	給気ファン	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M
				地震	第六条第1項(※2)	—			
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)			
				火災等	第十一条第3項	—			
					第十一条第5項	—			
				安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項	—			
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)			
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査			
				換気	第二十三条	—			
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-2, F-5, F-6 系統) (リサイクル、ワンスルー)	給気ファン	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M
				地震	第六条第1項(※2)	—			
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)			
				火災等	第十一条第3項	—			
					第十一条第5項	—			
				安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項	—			
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)			
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査			
				換気	第二十三条	—			
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-11, F-13 系統) (リサイクル、ワンスルー)	給気ファン	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M
				地震	第六条第1項(※2)	—			
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)			
				火災等	第十一条第3項	—			
					第十一条第5項	—			
				安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項	—			
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査(注4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査(注4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査(注4)			
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査			
				換気	第二十三条	—			

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-12, F-14 系統)	給気ファン	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-15 系統)	給気ファン	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	給気ファン	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M、 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					第十一条第 5 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 2 項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 送排風機異常時インターロックの作動検査 (注 4) ダンパー開度異常時インターロックの作動検査 (注 4) 室内負圧異常時インターロックの作動検査 (注 4)				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査				
				換気	第二十三条					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-2 系統）	燃焼空気プロア	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 D	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注4） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注4） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注4）				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査（注2） 送排風機異常時インターロックの作動検査（注4） ダンパー開度異常時インターロックの作動検査（注4） 室内負圧異常時インターロックの作動検査（注4）				
				廃棄	第二十条	気体廃棄設備の処理能力検査（注2）				
				換気	第二十三条	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	屋外（加工工場東外壁面）	0.49t モノレールホイスト	—	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十四条第3項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注2）				
リ．その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	6 M 6 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第1項	—				
					第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
リ．その他の加工施設	屋外	消火設備	可搬消防ポンプ	火災等	第十一条第1項	—	機能・性能試験 外観点検	C	6 M 6 M	今回対象外（注6）
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
リ．その他の加工施設	加工工場	緊急設備	誘導灯	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	6 M 6 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第1項	—				
					第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
リ．その他の加工施設	原料貯蔵庫	緊急設備	誘導灯	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	6 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第1項	—				
					第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
リ．その他の加工施設	廃棄物処理棟	緊急設備	誘導灯	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	6 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第1項	—				
					第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
リ．その他の加工施設	廃棄物倉庫	緊急設備	誘導灯	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	6 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第1項	—				
					第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
リ．その他の加工施設	廃棄物倉庫Ⅱ	緊急設備	誘導灯	地盤	第五条	—	機能・性能試験 外観点検	C	6 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第1項	—				
					第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
リ．その他の加工施設	高圧ガス貯蔵庫Ⅰ	緊急設備	手動閉止弁 （プロパンガス）	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 D	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第1項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
リ．その他の加工施設	加工工場	緊急設備	防火ダンパー	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	—				
換気	第二十三条	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
リ、その他の加工施設	廃棄物処理棟	緊急設備	防火ダンパー	地盤	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
					第十一条第5項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				廃棄	第二十条	—				
	換気	第二十三条	—							
リ、その他の加工施設	加工工場	緊急設備	感震計	地盤	第五条	—	外観点検	C	6、1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—	作動試験			
					第八条第2項	—				
				火災等	第十一条第3項	—	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注4）			
					第十一条第5項	—				
				溢水	第一二条	地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査（注4）	—			
				安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査（注4） 地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査（注4）							
警報	第十八条第2項	—								
—	機械棟、輸送容器倉庫	緊急設備（非常用電源設備）	可搬式発電機	—	—	—	作動試験 外観点検	C	1 M 1 M	今回対象外（注6）
—	機械棟、輸送容器倉庫	緊急設備（照明具類）	投光器	—	—	—	外観点検	C	1 M	今回対象外（注6）
—	屋外	給水及び循環水設備	—	—	—	—	機能・性能試験	C	4 M	今回対象外（注6）
							外観点検		4 M	
							絶縁測定		4 M	

表 1-2 施設管理実施計画 (技術基準との対応整理)

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 1	—	臨界	第四条第 1 項	バッチ供給インターロックの作動検査(注 2)	作動試験 機能・性能 試験 外観点検	C	4、1 2M 1 2M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
				第十四条第 2 項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注 2)				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 2	—	臨界	第四条第 1 項	バッチ供給インターロックの作動検査(注 2)	作動試験 機能・性能 試験 外観点検	C	4、1 2M 1 2M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
				第十四条第 2 項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注 2)				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	粉末缶昇降装置	—	臨界	第四条第 1 項	バッチ供給インターロックの作動検査(注 2)	作動試験 機能・性能 試験 外観点検	C	4、1 2M 1 2M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
				第十四条第 2 項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注 2)				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 1	—	臨界	第四条第 1 項	バッチ供給インターロックの作動検査(注 2)	作動試験 機能・性能 試験 外観点検	C	4、1 2M 1 2M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
				第十四条第 2 項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注 2)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	粉末缶投入装置 No. 2	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能試験 外観点検	C	4、12M 12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	粉末缶投入装置 No. 3	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能試験 外観点検	C	4、12M 12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	粉末缶投入装置 No. 1 のフード部	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能試験 外観点検	C	4、12M 12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	粉末缶投入装置 No. 2 のフード部	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能試験 外観点検	C	4、12M 12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	粉末調整ボックス No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能試験 外観点検	C	4、12M 12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末調整ボックス No.2	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験 外観点検	C	4、12M 12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	粉末調整ボックス No.3	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	4、12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	混合機 No.1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	4、12M 4、12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
				警報	第十八条第2項	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	混合機 No.2	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	4、12M 4、12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
				警報	第十八条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	混合機 No. 4	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	4、12M 4、12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	ホッパー (プレス No. 1 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	4、12M 4、12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
				ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	ホッパー (プレス No. 2 の付属設備)				
第四条第2項	—									
地盤	第五条	—								
地震	第六条第1項(※2)	—								
閉じ込め	第十条	—								
火災等	第十一条第3項	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								
搬送	第十六条	—								
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	ホッパー (プレス No. 3 の付属設備)	—				臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正
				第四条第2項	—					
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	プレス No. 1	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検	C	4、12M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注 2)				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項 第十四条第 2 項	— —				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	プレス No. 2	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検	C	4、12M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注 2)				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項 第十四条第 2 項	— —				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	プレス No. 3	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検	C	4、12M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注 2)				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項 第十四条第 2 項	— —				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	移載装置 (プレス No. 1 の付属設備)	—	臨界	第四条第 1 項	供給制限インターロックの作動検査(注 2)	作動試験 外観点検	C	4、12M 4、12M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項 第十四条第 2 項	— —				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	移載装置 No. 2	—	臨界	第四条第 1 項	供給制限インターロックの作動検査(注 2)	作動試験 外観点検	C	4、12M 4、12M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項 第十四条第 2 項	— —				
	搬送	第十六条	—							

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	移載装置 (プレス No.3 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	4、12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	焼結炉 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能 試験 外観点検	B	4、12M 4、12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	緊急遮断弁の作動検査(注4)				
					第十一条第4項	—				
					第十一条第5項	可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1)				
					第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
					第十一条第7項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1) パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注4) 異常圧逃がし機構の作動検査(注4)				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十四条第3項	—				
				警報	第十八条第1項	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1) 過加熱防止機構の作動検査(注2)				
					第十八条第2項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1) パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注4)				
					第十八条第2項	緊急遮断弁の作動検査(注4)				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	臨界	第四条第 1 項	—	作動試験 機能・性能 試験 外観点検	B	4、12M 4、12M 4、12M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				外部衝撃	第八条第 1 項	—				
					第八条第 2 項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	緊急遮断弁の作動検査（注 4）				
					第十一条第 4 項	—				
					第十一条第 5 項	可燃性ガス検知器の警報作動検査（注 1） 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注 1）				
					第十一条第 6 項	過加熱防止機構の作動検査（注 2）				
					第十一条第 7 項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注 1） パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注 4） 異常圧逃がし機構の作動検査（注 4）				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
					第十四条第 3 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注 1） 過加熱防止機構の作動検査（注 2）				
					第十八条第 2 項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注 1） パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注 4）				
					第十八条第 2 項	緊急遮断弁の作動検査（注 4）				
				非常用電源	第二十四条第 2 項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	焼結炉 No. 3	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能試験 外観点検	B	4、1 2M 4、1 2M 4、1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	緊急遮断弁の作動検査（注4）				
					第十一条第4項	—				
					第十一条第5項	可燃性ガス検知器の警報作動検査（注1） 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注1）				
					第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査（注2）				
					第十一条第7項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1） フレームカーテンの作動状況確認検査（注4） パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注4） 異常圧逃がし機構の作動検査（注4）				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十四条第3項	—				
				警報	第十八条第1項	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注1） 過加熱防止機構の作動検査（注2）				
					第十八条第2項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1） パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査（注4）				
					第十八条第2項	緊急遮断弁の作動検査（注4）				
					非常用電源	第二十四条第2項				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	積載装置(1)(2) (焼結炉 No. 1 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	積載装置 No. 2(1)(2)				
第四条第2項	—									
地盤	第五条	—								
地震	第六条第1項（※2）	—								
閉じ込め	第十条	—								
火災等	第十一条第3項	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	積載装置(2)(3) (焼結炉 No.3 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	4、12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	研磨洗浄装置 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
						—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	研磨洗浄装置 No.2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
						—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	研磨洗浄装置 No.3	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
						—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置 No.1 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
						—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	研磨液ろ過装置 （研磨洗浄装置No.2の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	研磨液ろ過装置 （研磨洗浄装置No.3の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室RI	粉末投入装置	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室RI	粉末移送容器	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	
					第四条第2項	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室RI	投入ボックスRI	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
第十六条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	混合機 RI No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	4、12M 4M	今回対象外(注5)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
警報	第十八条第2項	—								
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	篩別機 R I	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	移動ホッパー No.1	—	臨界	第四条第1項	—	—	CBM	—	今回対象外(注5)
					第四条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	昇降装置	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 外観点検 機能・性能 試験	C	4M 4、12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	混合機 RI No.2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	4、12M 4M	今回対象外(注5)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	移動ホッパー No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	—	C B M	—	今回対象外(注5)
					第四条第2項					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
第十四条第2項										
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	移載装置(混合機 R I No. 2の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検	C	4、1 2 M 4、1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
				ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	粉末缶昇降装置 R II				
第四条第2項	—									
地盤	第五条	—								
地震	第六条第1項(※2)	—								
閉じ込め	第十条	—								
火災等	第十一条第3項	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)								
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	粉末調整ボックス R II	—				臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検
				第四条第2項	—					
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
				ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	粉碎機 R II	—	臨界	第四条第1項	
第四条第2項	—									
地盤	第五条	—								
地震	第六条第1項(※2)	—								
外部衝撃	第八条第2項	—								
閉じ込め	第十条	—								
火災等	第十一条第3項	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								
警報	第十八条第2項	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	篩別機 RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	6、12M 6、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	混合機 RII No.1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	6、12M 6、12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	混合機 RII No.2	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	6、12M 6、12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第2項	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	移動ホッパー RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	6、12M 6、12M	
					第四条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	昇降旋回リフター				
第四条第2項	—									
地盤	第五条	—								
地震	第六条第1項(※2)	—								
閉じ込め	第十条	—								
火災等	第十一条第3項	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	粉末採取ボックス RII	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	ホッパー RII	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査（注2）	作動試験 外観点検	C	6 M 6、1 2 M	
					第四条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	フィーダ RII	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	積載装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	4、1 2 M 4 M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	ホッパー（プレス RI）	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 外観点検	C	4 M 1 2 M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ハ．成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	プレス RI	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	4、1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	プレス RII	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	6、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—								
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	移載装置 (プレス RI の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能試験 外観点検	C	4、12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	移載装置 RII	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	6、12M 6、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	ローラーコンベア No.1	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能試験 外観点検	C	4M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	ローラーコンベア No.2	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能試験 外観点検	C	4M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考								
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号													
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	ローラーコンベア No. 3	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能試験 外観点検	C	4 M 1 2 M 4、1 2 M									
					第四条第2項	—												
				地盤	第五条	—												
				地震	第六条第1項（※2）	—												
				閉じ込め	第十条	—												
				火災等	第十一条第3項	—												
				溢水	第十二条	—												
				安全機能	第十四条第1項	—												
					第十四条第2項	—												
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注2）												
				ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	焼結炉 R I No. 1					—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能試験 外観点検	B	4、1 2 M 4、1 2 M 4、1 2 M	
													第四条第2項	—				
												地盤	第五条	—				
地震	第六条第1項（※2）	—																
外部衝撃	第八条第1項	—																
	第八条第2項	—																
閉じ込め	第十条	—																
火災等	第十一条第3項	—																
	第十一条第4項	—																
	第十一条第5項	可燃性ガス検知器の警報作動検査（注1） 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注1）																
	第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査（注2）																
	第十一条第7項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）																
溢水	第十二条	—																
安全機能	第十四条第1項	—																
	第十四条第2項	—																
	第十四条第3項	—																
警報	第十八条第1項	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査（注1） 過加熱防止機構の作動検査（注2）																
	第十八条第2項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査（注1）																
	第十八条第2項	—																
非常用電源	第二十四条第2項	—																

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	焼結炉 RII	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能試験 外観点検	B	4、12M 4、12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
					第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	緊急遮断弁の作動検査(注4)				
					第十一条第4項	—				
					第十一条第5項	可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1)				
					第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
					第十一条第7項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1) パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注4) 異常圧逃がし機構の作動検査(注4)				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十四条第3項	—				
				警報	第十八条第1項	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1) 過加熱防止機構の作動検査(注2)				
					第十八条第2項	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1) パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注4)				
					第十八条第2項	緊急遮断弁の作動検査(注4)				
					非常用電源	第二十四条第2項				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	積載装置 RI	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	外観点検 作動試験	C	4、12M 4、12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	ペレット搬送装置 RII (1)				
第四条第2項	—									
地盤	第五条	—								
地震	第六条第1項(※2)	—								
閉じ込め	第十条	—								
火災等	第十一条第3項	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	積載装置 RII	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	外観点検 作動試験	C	6、12M 6、12M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	研磨洗浄装置 RI	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	2M、12M 2M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	研磨液ろ過装置(研磨洗浄装置 RI の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	12M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	研磨洗浄装置 RII	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	6、12M 12M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	研磨液ろ過装置 RII	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	12M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	モノレールホイスト No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 機能・性能 試験	C	1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	モノレールホイスト No.2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 機能・性能 試験	C	1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	ダブルレールホイスト R ⅡNo.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験 機能・性能 試験	C	1 2M 1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	焙焼炉 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験 外観点検 計器校正	C	1 2M 6、1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	入口ボックス(焙焼炉 No.1の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2M 6、1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	排出部コンベア（焙焼炉 No.1の附属設備）	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 外観点検	C	1 2 M 6、1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	出口ボックス（焙焼炉 No.1の附属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査（注2）	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2 M 6、1 2 M 1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	焙焼炉 No.2	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験 外観点検 計器校正	C	1 2 M 6、1 2 M 1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第6項					過加熱防止機構の作動検査
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	入口ボックス（焙焼炉 No.2の附属設備）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	出口ボックス（焙焼炉 No.2の附属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	焙焼炉 No. 3	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 計器校正	C	4、12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	入口ボックス（焙焼炉 No. 3の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	出口ボックス（焙焼炉 No. 3の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	12M 12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	焙焼炉 No. 4	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 計器校正	C	12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	入口ボックス（焙焼炉 No. 4の付属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検 計器校正	C	12M 12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	出口ボックス（焙焼炉 No. 4 の附属設備）	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—								
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	焙焼炉 No. 5	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検 計器校正	C	1 2M 6、1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査（注2）				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No. 2	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査（注2）	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査（注2）				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
警報	第十八条第2項	—								
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップ昇降装置 No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	外観点検 作動試験	C	6、1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップ投入ボックス No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	外観点検 作動試験	C	6、1 2M 1 2M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考									
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号														
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップウラン粉末混合機 No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	外観点検 計器校正	C	6、12M 12M										
					第四条第2項	—													
					第五条	—													
					第六条第1項(※2)	—													
					第十条	—													
					第十一条第3項	—													
					第十二条	—													
					第十四条第1項 第十四条第2項	— —													
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップ取出ボックス No. 1	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	外観点検 作動試験	C	6、12M 12M										
					第四条第2項	—													
					第五条	—													
					第六条第1項(※2)	—													
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査													
					第十一条第3項	—													
					第十二条	—													
					第十四条第1項 第十四条第2項	— —													
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	スクラップ昇降装置 RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	外観点検 作動試験	C	6、12M 12M										
					第四条第2項	—													
					第五条	—													
					第六条第1項(※2)	—													
					第十条	—													
					第十一条第3項	—													
					第十二条	—													
					第十四条第1項 第十四条第2項	— —													
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査													
					ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII					スクラップ投入ボックス RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	外観点検 作動試験	C	6、12M 12M	
第四条第2項	—																		
第五条	—																		
第六条第1項(※2)	—																		
第十条	設備内風速・負圧の確認検査																		
第十一条第3項	—																		
第十二条	—																		
第十四条第1項 第十四条第2項	— —																		
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	スクラップウラン粉末混合機 RII	—	臨界			第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	外観点検 作動試験	C				6、12M 12M					
							第四条第2項	—											
					第五条	—													
					第六条第1項(※2)	—													
					第十条	—													
					第十一条第3項	—													
					第十二条	—													
					第十四条第1項 第十四条第2項	— —													

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設管理における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	スクラップ取出ボックス RII	—	臨界	第四条第1項	バッチ供給インターロックの作動検査	外観点検 作動試験	C	6、12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末保管棚	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末作業ボックス No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検 計器校正	C	12M 12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	粉末作業ボックス No. 2	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検 計器校正	C	12M 12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末作業ボックス No. 3	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検 計器校正	C	12M 12M 12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	粉末作業ボックス R I No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	粉末作業ボックス R II No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末取扱ボックス No. 8	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	粉末取扱ボックス No. 9	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	粉末取扱ボックス R I No. 2	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査(注2)
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—								
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	乾燥機 RII	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—								
ハ. 成型施設	加工工場 粉末調整室	リフターNo. 3	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験 外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 4、1 2 M 1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—								
ハ. 成型施設	加工工場 粉末調整室	粉末投入ボックス	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—								
ハ. 成型施設	加工工場 粉末調整室	昇降装置	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験 外観点検	C	4、1 2 M 1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
	第十四条第2項	—								
	搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)							

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	混合機 No. 3	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 外観点検	C	4、12M 4、12M	今回対象外(注5)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	篩別機 No. 3	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 外観点検	C	4M 4、12M	今回対象外(注5)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	粉末充填装置	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 外観点検	C	4M 4、12M	今回対象外(注5)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				外部衝撃	第八条第2項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	昇降装置フード	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	粉末取出ボックス	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	洗浄処理設備 No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	洗浄処理設備 R I	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	洗浄処理設備 R II	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スタック乾燥装置 No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験 作動検査 外観点検	C	4、1 2 M 4 M 4、1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	スタック乾燥装置 No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験 作動検査 外観点検	C	4、1 2 M 4 M 4、1 2 M	
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
搬送	第十六条	—								

表 1-2 施設管理実施計画 (技術基準との対応整理)

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	ウラン運搬台車 (マガジン 移載台車)	—	臨界	第四条第 1 項	—	機能・性能 試験 作動検査 外観点検	C	3、12M 3M 3、12M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
				第十四条第 2 項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注 2)				
ハ. 成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	ウラン運搬台車 (ペレット 運搬台車 (A-4 型))	—	臨界	第四条第 1 項	—	機能・性能 試験 外観点検	C	12M 12M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
				第十四条第 2 項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注 2)				
ニ. 被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 1	—	臨界	第四条第 1 項	供給制限インターロックの作動検査(注 2)	作動試験 外観点検	C	4、12M 4、12M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
				第十四条第 2 項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注 2)				
ニ. 被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 2	—	臨界	第四条第 1 項	供給制限インターロックの作動検査(注 2)	作動試験 外観点検	C	4、12M 4、12M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
				第十四条第 2 項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注 2)				
ニ. 被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 3	—	臨界	第四条第 1 項	供給制限インターロックの作動検査(注 2)	作動試験 外観点検	C	4、12M 4、12M	
					第四条第 2 項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
				第十四条第 2 項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注 2)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ニ．被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒運搬台車（ラックマスター）	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検	C	3、12M 12M	
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ホ．組立施設	加工工場 組立室	天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検	C	1M 1M	
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ホ．組立施設	加工工場 組立室	容量0.45t付属クレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検	C	1M 1M	
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ヘ．貯蔵施設	加工工場 搬出入室 I	クレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	1M 1M 1M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査								
ヘ．貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室 I	ホイスト S I No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	6、12M 6、12M 6M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査								

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
へ. 貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室 I	ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン）	—	臨界	第四条第 1 項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	1 2 M 1 2 M 4、1 2 M		
					第四条第 2 項	—					
					地震	第六条第 1 項（※ 2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
					第十四条第 2 項	—					
					搬送	第十六条					搬送設備の停電時保持能力検査
へ. 貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室 III	ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン）	—	臨界	第四条第 1 項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	1 2 M 1 2 M 4、1 2 M		
					第四条第 2 項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第 1 項（※ 2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
					第十四条第 2 項	—					
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査									
へ. 貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室 VI	ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン）	—	臨界	第四条第 1 項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	1 2 M 1 2 M 4、1 2 M		
					第四条第 2 項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第 1 項（※ 2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
					第十四条第 2 項	—					
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査									
へ. 貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室 VI	ハンドクレーン No. 1	—	臨界	第四条第 1 項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M		
					第四条第 2 項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第 1 項（※ 2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
					第十四条第 2 項	—					
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査									
へ. 貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室 VI	ハンドクレーン No. 2	—	臨界	第四条第 1 項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M		
					第四条第 2 項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第 1 項（※ 2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
					第十四条第 2 項	—					
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
へ. 貯蔵施設	加工工場 ペレット貯蔵エリア I	ペレット運搬台車	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験 外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
へ. 貯蔵施設	加工工場 ペレット貯蔵室	昇降台 No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
				へ. 貯蔵施設	加工工場 ペレット貯蔵室	昇降台 No. 2				
第四条第2項	—									
地盤	第五条	—								
地震	第六条第1項（※2）	—								
閉じ込め	第十条	—								
火災等	第十一条第3項	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査								
へ. 貯蔵施設	加工工場 入出荷ヤード	天井走行クレーン	—				臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験 外観点検 作動試験
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査								
へ. 貯蔵施設	加工工場 容器保管室	容器保管室天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能 試験 外観点検 作動試験	C	1 M	
					地盤	第五条				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査								

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考		
	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号							
へ. 貯蔵施設	加工工場 集合体貯蔵エリア I	地下式集合体貯蔵庫	漏水検知器 排水ポンプ	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検 作動試験	C	1 M 1 2 M			
					第四条第 2 項	—						
					第五条	—						
					第六条第 1 項 (※ 2)	—						
					第十条	—						
					第十一条第 3 項	—						
					第十二条	漏水検知器及び排水ポンプの作動検査						
					第十四条第 1 項	—						
					第十四条第 2 項	—						
					第十六条	—						
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物倉庫 II 廃棄物貯蔵室 IV	天井走行クレーン	—	臨界	第四条第 1 項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	1 M 1 M 1 M			
					第四条第 2 項	—						
					第五条	—						
					第六条第 1 項 (※ 2)	—						
					第十条	—						
					第十一条第 3 項	—						
					第十二条	—						
					第十四条第 1 項	—						
					第十四条第 2 項	—						
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査						
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物保管室 II	天井走行クレーン	—	臨界	第四条第 1 項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	1 M 1 M 1 M			
					第四条第 2 項	—						
					第五条	—						
					第六条第 1 項 (※ 2)	—						
					第十条	—						
					第十一条第 3 項	—						
					第十二条	—						
					第十四条第 1 項	—						
					第十四条第 2 項	—						
					第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注 2)						
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	地盤	第五条	—	作動試験 機能・性能試験 外観点検	B	1 M 1 M 1、1 2 M			
					地震	第六条第 1 項 (※ 2)					—	
					外部衝撃	第八条第 1 項					—	
					第八条第 2 項	—						
					第十条	—						
					火災等	第十一条第 3 項					緊急遮断弁の作動検査 (注 4)	
						第十一条第 5 項					可燃性ガス検知器の警報作動検査 (注 1)	
						第十一条第 6 項					過加熱防止機構の作動検査 (注 2)	
						第十一条第 7 項					異常圧逃がし機構の作動検査 (注 4) 失火検知機構の作動検査 (注 4)	
					溢水	第十二条					—	
						安全機能					第十四条第 1 項	—
											第十四条第 2 項	—
					第十四条第 3 項						異常圧逃がし機構の作動検査 (注 4)	
					警報	第十八条第 1 項					失火検知機構の作動検査 (注 4)	
											過加熱防止機構の作動検査 (注 2) 可燃性ガス検知器の警報作動検査 (注 1)	
						第十八条第 2 項					—	
第十八条第 2 項	緊急遮断弁の作動検査 (注 4)											

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	焼却灰充填装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	セラミックフィルタ灰充填装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	廃棄物取扱ボックス	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	切断式解体装置（フィルタ振動装置）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	切断式解体装置（フィルタ解体装置）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	—	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	—	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	—	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	—	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	—	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	—	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査（注2）
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
						第十四条第2項					—

表 1-2 施設管理実施計画 (技術基準との対応整理)

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
へ、核燃料物質の貯蔵施設	搬出入室 I 原料貯蔵室 I	搬送装置 S I No. 2	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検 作動試験	C	6、12M 6M	今回対象外(注5)	
					第四条第 2 項	—					
					地震	第六条第 1 項(※2)					—
					不法侵入	第九条					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
					第十四条第 2 項	—					
					搬送	第十六条					—
へ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室 I	粉末缶作業台	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検	C	12M	今回対象外(注5)	
					第四条第 2 項	—					
					地震	第六条第 1 項(※2)					—
					不法侵入	第九条					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
					第十四条第 2 項	—					
					搬送	第十六条					—
へ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室 I	SI コンベア	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検 作動試験	C	6、12M 6、12M	今回対象外(注6)	
					第四条第 2 項	—					
					地震	第六条第 1 項(※2)					—
					不法侵入	第九条					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
					第十四条第 2 項	—					
					搬送	第十六条					—
へ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室 I	粉末用パレット	—	臨界	第四条第 1 項	—	—	CBM	—	今回対象外(注6)	
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
					第十四条第 2 項	—					
へ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室 I	原料貯蔵棚	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検	C	12M	今回対象外(注6)	
					第四条第 2 項	—					
					地震	第六条第 1 項(※2)					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
					第十四条第 2 項	—					
					遮蔽	第二十二条第 1 項					—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室 I ペレット加工室 I	トラバース台車	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	1 2 M 1 2 M	今回対象外(注6)
					第四条第2項	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	ペレット加工室 I	ジブクレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	6 M 6、1 2 M 6、1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	搬出入室 I 原料貯蔵室 I 原料貯蔵室 III 原料貯蔵室 VI ペレット加工室 I ペレット加工室 II ペレット加工室 R II	粉末貯蔵容器	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	使用の都度実施	今回対象外(注6)
					第四条第2項	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室 I ペレット加工室 R II	搬送装置 S I No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	6、1 2 M 6 M	今回対象外(注6)
					第四条第2項	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	ペレット加工室 R II	粉末缶搬送装置 R II	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	6、1 2 M 6 M	今回対象外(注5)
					第四条第2項	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
へ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室Ⅲ	モノレールホイスト	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
				第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
へ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室Ⅲ	ハンドクレーン	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検 作動試験	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
				第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
へ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室Ⅲ	コンベア	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	1 2 M 1 2 M	今回対象外(注6)
					第四条第2項	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
				第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	—				
へ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室Ⅲ	粉末用パレット	—	臨界	第四条第1項	—	—	C B M	—	今回対象外(注6)
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
				第十四条第2項	—					
へ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室Ⅲ	原料貯蔵棚	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注6)
					第四条第2項	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
				第十四条第2項	—					
				遮蔽	第二十二条第1項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室VI	コンベア	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	1 2M 1 2M	今回対象外（注6）
					第四条第2項	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第一六条	—				
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室VI	粉末用パレット	—	臨界	第四条第1項	—	—	C BM	—	今回対象外（注6）
					第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室VI	トラバース台車	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	1 2M 1 2M	今回対象外（注6）
					第四条第2項	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				不法侵入	第九条	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室VI	原料貯蔵棚	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外（注6）
					第四条第2項	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				遮蔽	第二十二条第1項	—				
				へ. 核燃料物質の貯蔵施設	パレット加工室II	コンベア(2)				
第四条第2項	—									
地震	第六条第1項（※2）	—								
不法侵入	第九条	—								
閉じ込め	第十条	—								
火災等	第十一条第3項	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
	第十四条第2項	—								
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	容器保管室	集合体輸送物保管設備	—				地盤	第五条	—	—
				閉じ込め	第十条	—				
				地盤	第五条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ヘ、核燃料物質の貯蔵施設	ペレット加工室 I ペレット加工室 R II	原料保管棚	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注 6）
					第四条第 2 項	—				
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
					閉じ込め	第十条				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					溢水	第十二条				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
遮蔽	第二十二条第 1 項	—								
ハ、成型施設	ペレット加工室 I ペレット加工室 II ペレット加工室 R II ペレット貯蔵室	ウラン運搬台車（G 型）	—	臨界	第四条第 1 項	—	—	C	—	今回対象外（注 6）
					第十一条第 3 項	—				
				火災等	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第 1 項				
				第十四条第 2 項	—					
ハ、成型施設	ペレット加工室 I ペレット加工室 II ペレット加工室 R II ペレット貯蔵室	ウラン運搬台車（E 型）	—	臨界	第四条第 2 項	—	—	C	—	今回対象外（注 6）
					閉じ込め	第十条				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					溢水	第十二条				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
第十四条第 2 項	—									
ハ、成型施設	ペレット加工室 I ペレット加工室 II	ウラン運搬台車（F 型）	—	臨界	第四条第 1 項	—	—	C	—	今回対象外（注 6）
					第四条第 2 項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第 3 項				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
第十四条第 2 項	—									
ヘ、核燃料物質の貯蔵施設	ペレット加工室 I ペレット加工室 II ペレット加工室 R II ペレット貯蔵室 原料貯蔵室 I 原料貯蔵室 VI	ペレット貯蔵容器	—	臨界	第四条第 1 項	—	—	C BM	—	今回対象外（注 6）
					閉じ込め	第十条				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					安全機能	第十四条第 1 項				
				第十四条第 2 項	—					
				第十四条第 2 項	—					
ヘ、核燃料物質の貯蔵施設	ペレット加工室 I ペレット加工室 II ペレット加工室 R II ペレット貯蔵室 原料貯蔵室 I 原料貯蔵室 VI	ペレット貯蔵波板	—	臨界	第四条第 1 項	—	—	C BM	—	今回対象外（注 6）
					閉じ込め	第十条				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					安全機能	第十四条第 1 項				
				第十四条第 2 項	—					
ヘ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室 I ペレット加工室 I ペレット加工室 R II	ペレット貯蔵容器用パレット	—	臨界	第四条第 1 項	—	—	C BM	—	今回対象外（注 6）
					閉じ込め	第十条				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					安全機能	第十四条第 1 項				
				第十四条第 2 項	—					
ヘ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室 I ペレット加工室 I ペレット加工室 R II	ペレット用パレット	—	臨界	第四条第 1 項	—	—	C BM	—	今回対象外（注 6）
					閉じ込め	第十条				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
					安全機能	第十四条第 1 項				
				第十四条第 2 項	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
へ、核燃料物質の貯蔵施設	ペレット加工室 I	ペレット貯蔵棚	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
へ、核燃料物質の貯蔵施設	ペレット加工室 I	ペレット梱包台	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
へ、核燃料物質の貯蔵施設	ペレット貯蔵エリア I	ペレット貯蔵棚	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
へ、核燃料物質の貯蔵施設	ペレット貯蔵エリア I	収納トレー	—	臨界	第四条第1項	—	—	C BM	—	今回対象外（注6）
					閉じ込め	第十条				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
へ、核燃料物質の貯蔵施設	ペレット貯蔵室	ペレット貯蔵棚	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
へ、核燃料物質の貯蔵施設	ペレット加工室R II	ペレット貯蔵容器用ステーション	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外（注6）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
へ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵室 I	ペレット梱包作業台	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
へ、核燃料物質の貯蔵施設	容器保管室	ペレット輸送物保管設備	—	地盤	第五条	—	—	C BM	—	今回対象外（注6）	
					閉じ込め	第十条					—
					地震	第五条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
ニ、被覆施設	ペレット加工室 I	挿入溶接機 No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3、1 2M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
ニ、被覆施設	ペレット加工室 I	ウラン運搬台車（マガジン運搬台車）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3、1 2M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
	搬送	第十六条	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
二. 被覆施設	ペレット加工室Ⅰ	挿入溶接機 No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3、12M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
二. 被覆施設	ペレット加工室Ⅱ	挿入溶接機 No. 3	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3、12M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
二. 被覆施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	スタック編成挿入装置 No. 3	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	4、12M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
二. 被覆施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	ペレット保管容器段積枠	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	4、12M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
二. 被覆施設	ペレット加工室Ⅰ	スタック編成・挿入装置 No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	4、12M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
二. 被覆施設	ペレット加工室 I	スタック編成・挿入装置 No.2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	4、12M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
二. 被覆施設	ペレット加工室 I	マガジン移載装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
二. 被覆施設	ペレット加工室 I	マガジン	—	臨界	第四条第1項	—	—	CBM	—	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
二. 被覆施設	ペレット加工室 I	マガジン解体装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —
二. 被覆施設	組立室	保管トレー	—	臨界	第四条第1項	—	—	CBM	—	今回対象外（注6）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					— —

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	組立室	燃料棒保管棚	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第二十二條第1項	—				
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	燃料棒保管室	燃料棒保管棚 No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第二十二條第1項	—				
へ. 核燃料物質の貯蔵施設	燃料棒保管室	燃料棒保管棚 No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				外部衝撃	第八条第1項	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第二十二條第1項	—				
二. 被覆施設	ペレット加工室II	燃料棒解体装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
二. 被覆施設	組立室	トレー移載機	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	4、1 2 M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ホ. 組立施設	組立室	燃料棒組合装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	4、12M 4M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
ホ. 組立施設	組立室	集合体組立装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	4、12M 4M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	集合体貯蔵室	集合体貯蔵棚	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	今回対象外（注6）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
ホ. 組立施設	集合体貯蔵エリア I	集合体梱包装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	3、12M	今回対象外（注6）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	入出荷ヤード 容器保管室	輸送物搬送設備	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検 作動試験	C	6M 6M	今回対象外（注6）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
				搬送	第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 作動試験	C	1、6、12M 12M 1M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 2	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 作動試験	C	1、6、12M 12M 1M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	ろ過装置	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験	C	1、6、12M 12M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	—				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	自動脱水ろ過装置	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験	C	1、6、12M 12M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	—				
廃棄	第二十条	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	ろ過水槽	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験	C	1、6、12M 12M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	—				
				廃棄	第二十条	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	廃液前処理設備	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験	C	1、6、12M 12M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	—				
				廃棄	第二十条	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置（ドラムドライヤー用貯槽含む）	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 作動試験	C	1、6、12M 12M 1M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査 設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	集水槽 No.1	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 作動試験	C	1、6、12M 12M 1M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分 条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	集水槽 No. 2	地盤 第五条	—	機能・性能試験 作動試験	C	1、6、12M 12M 1M	
				地震 第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め 第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等 第十一条第3項	—				
				溢水 第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能 第十四条第1項	—				
					第十四条第2項				
				警報 第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
廃棄 第二十条	—								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 1	地盤 第五条	—	外観点検 作動試験	C	1、6、12M 1M	
				地震 第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め 第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等 第十一条第3項	—				
				溢水 第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能 第十四条第1項	—				
					第十四条第2項				
				警報 第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
廃棄 第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	地盤 第五条	—	外観点検 作動試験 非破壊試験	C	1、6、12M 1M 3Y (前回：2020/11、次回：2023年度)	
				地震 第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め 第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等 第十一条第3項	—				
				溢水 第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能 第十四条第1項	—				
					第十四条第2項				
				警報 第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
廃棄 第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	地盤 第五条	—	外観点検 作動試験 非破壊試験	C	1、6、12M 1M 3Y (前回：2021/7、次回：2024年度)	
				地震 第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め 第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等 第十一条第3項	—				
				溢水 第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能 第十四条第1項	—				
					第十四条第2項				
				警報 第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
廃棄 第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査								

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 4	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 非破壊試験	C	1、6、12M 1M 3Y (前回：2021/7、次回：2024年度)
				地震	第六条第1項(※2)	—			
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
				火災等	第十一条第3項	—			
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
				安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項	—			
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査							
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 作動試験	C	6、12M 12M 1M
				地震	第六条第1項(※2)	—			
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2) 設備内風速・負圧の確認検査(注2)			
				火災等	第十一条第3項	—			
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)			
				安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項	—			
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)			
廃棄	第二十条	—							
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2水槽 ①	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 作動試験	C	6、12M 12M 1M
				地震	第六条第1項(※2)	—			
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)			
				火災等	第十一条第3項	—			
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)			
				安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項	—			
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)			
廃棄	第二十条	—							
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2水槽 ②	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 作動試験	C	6、12M 12M 1M
				地震	第六条第1項(※2)	—			
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)			
				火災等	第十一条第3項	—			
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)			
				安全機能	第十四条第1項	—			
					第十四条第2項	—			
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)			
廃棄	第二十条	—							

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	レシーバー	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 作動試験	C	6、12M 12M 1M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	配管	—	地盤	第五条	—	外観点検 非破壊試験	C	1、6、12M 5Y （前回：2021/8、次回：2026年度）	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	—				
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 放射線管理室	ドラフトチャンバー	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ト．放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 放射線管理室	スクラバ	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	12M	今回対象外（注6）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 作動試験	C	1、1 2 M 1 2 M 1 M	
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃液処理室	廃液処理設備	ろ過装置	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験	C	1、1 2 M 1 2 M	今回対象外（注 6）
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	—				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	受水集水槽	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1、1 2 M 1 M	
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 1	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1、1 2 M 1 M	
				地震	第六条第 1 項（※ 2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 2	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1、1 2 M 1 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No. 3	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験 非破壊検査	C	1、1 2 M 1 M 3 Y （前回：2021/10、次回：2024年度）	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査								
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	配管	—	地盤	第五条	—	外観点検 非破壊試験	C	1、6、1 2 M 5 Y （前回：2021/10、次回：2026年度）	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	—				
廃棄	第二十条	—								
チ. 放射線管理施設	加工工場 集合体 貯蔵エリア I	エリアモニタ No. 1	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 ベレツト貯蔵室	エリアモニタ No. 2	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
チ. 放射線管理施設	加工工場 ベレット加工室 I	エリアモニタ No. 3	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第 2 項	—								
チ. 放射線管理施設	加工工場 原料貯蔵室 I	エリアモニタ No. 4	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第 2 項	—								
チ. 放射線管理施設	加工工場 ベレット加工室 RII (1)	エリアモニタ No. 6	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第 2 項	—								
チ. 放射線管理施設	加工工場 ベレット加工室 RII (2)	エリアモニタ No. 7	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第 2 項	—								
チ. 放射線管理施設	加工工場 ベレット貯蔵エリア I	エリアモニタ No. 10	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第 2 項	—								
チ. 放射線管理施設	加工工場 ベレット加工室 RI	エリアモニタ No. 11	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第 1 項 (※ 2)	—				
				火災等	第十一条第 3 項	—				
				安全機能	第十四条第 1 項	—				
					第十四条第 2 項	—				
				警報	第十八条第 1 項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第 2 項	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
チ.放射線管理施設	加工工場 原料貯蔵室VI	エリアモニタ No.12	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	加工工場 燃料棒保管室	エリアモニタ No.13	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	加工工場 集合体貯蔵室	エリアモニタ No.14	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	加工工場 容器保管室	エリアモニタ No.15	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	原料貯蔵庫 原料貯蔵室III	エリアモニタ No.9	検出器	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 2M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	加工工場 給気室I	ダストモニタ(排気用モニタI)	—	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 作動試験 計器校正	C	1 2M 1 2M 1 M 1 2M	
				地震	第六条第1項(※2)	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
チ.放射線管理施設	加工工場 給気室 I	ダストモニタ（排気用モニタII）	—	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 作動試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	加工工場 給気室 I	ダストモニタ（排気用予備機）	—	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	加工工場 排気室	ダストモニタ（換気用モニタI）	—	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 作動試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	加工工場 排気室	ダストモニタ（換気用モニタII）	—	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 作動試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	加工工場 排気室	ダストモニタ（換気用モニタIII）	—	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 作動試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	廃棄物処理棟 排気室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 作動試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
チ.放射線管理施設	加工工場 安全管理室	放射線監視盤	—	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1、1 2 M 1 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	廃棄物処理棟 管理室	放射線監視盤	—	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1、1 2 M 1 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	加工工場 安全管理室	警報監視盤	—	火災等	第十一条第3項	—	作動試験	C	1、1 2 M	
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	安全管理棟	警報監視盤	—	火災等	第十一条第3項	—	作動試験	C	1、1 2 M	
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査 排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ.放射線管理施設	加工工場 更衣室	ハンドフットクロスモニタ	—	地盤	第五条	—	外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				放管	第十九条	—				
チ.放射線管理施設	廃棄物処理棟 更衣室	ハンドフットクロスモニタ	—	地盤	第五条	—	外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				放管	第十九条	—				
チ.放射線管理施設	加工工場	エアスニフア	—	地盤	第五条	—	外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				放管	第十九条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
チ. 放射線管理施設	廃棄物処理棟	エアスノファ	—	地盤	第五条	—	外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				放管	第十九条	—				
チ. 放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト No. 1	—	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	モニタリングポストの警報作動検査（注4）				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ. 放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト No. 2	—	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験 計器校正	C	1 2 M 1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	モニタリングポストの警報作動検査（注4）				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ. 放射線管理施設	安全管理棟	放射線監視盤（モニタリングポスト）	—	地盤	第五条	—	外観点検 機能・性能 試験	C	1 2 M 1 2 M	
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	モニタリングポストの警報作動検査（注4）				
				放管	第十九条	—				
非常用電源	第二十四条第2項	—								
チ. 放射線管理施設	屋外	気象観測装置	—	火災等	第十一条第3項	—	外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M	今回対象外（注6）
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場 放射線管理室	放射能測定装置	—	火災等	第十一条第3項	—	外観点検 計器校正	C	1 2 M 1 2 M	今回対象外（注6）
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
チ. 放射線管理施設	加工工場	流し	—	火災等	第十一条第3項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				放管	第十九条	—				
チ. 放射線管理施設	廃棄物処理棟	流し	—	火災等	第十一条第3項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				放管	第十九条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称			加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分 条項番号						
リ. その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備）	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1 2M 1 2M	今回対象外（注6）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	—				
リ. その他の加工施設	加工工場	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備）	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1 2M 1 2M	今回対象外（注4）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	放送設備の一斉放送検査（注4）				
リ. その他の加工施設	廃棄物処理棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備）	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1 2M 1 2M	今回対象外（注4）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	放送設備の一斉放送検査（注4）				
リ. その他の加工施設	原料貯蔵庫	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備）	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1 2M 1 2M	今回対象外（注4）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	放送設備の一斉放送検査（注4）				
リ. その他の加工施設	廃棄物倉庫	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備）	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1 2M 1 2M	今回対象外（注4）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	放送設備の一斉放送検査（注4）				
リ. その他の加工施設	廃棄物倉庫 II	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備）	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1 2M 1 2M	今回対象外（注4）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	放送設備の一斉放送検査（注4）				
リ. その他の加工施設	屋外	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備）	地盤	第五条	—	外観点検 作動試験	C	1 2M 1 2M	今回対象外（注4）
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	放送設備の一斉放送検査（注4）				

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
リ．その他の加工施設	安全管理棟、加工工場	通信連絡設備	所内通信連絡設備（固定電話）	安全機能	第十四条第1項	—	外観点検	C	1 M	今回対象外（注6）
					第十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	—				
リ．その他の加工施設	安全管理棟、個人配布	通信連絡設備	所内通信連絡設備（携帯電話）	安全機能	第十四条第1項	—	外観点検	C	1、1 2 M	今回対象外（注6）
					第十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	—				
リ．その他の加工施設	安全管理棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（無線機）	安全機能	第十四条第1項	—	外観点検	C	1 M	今回対象外（注6）
					第十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	—				
リ．その他の加工施設	安全管理棟	通信連絡設備	所外通信連絡設備（ファクシミリ）	安全機能	第十四条第1項	—	外観点検	C	1 M	今回対象外（注6）
					第十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	—				
リ．その他の加工施設	安全管理棟	通信連絡設備	所外通信連絡設備（一般回線）	安全機能	第十四条第1項	—	外観点検	C	1 M	今回対象外（注6）
					第十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	—				
リ．その他の加工施設	安全管理棟	通信連絡設備	所外通信連絡設備（携帯電話）	安全機能	第十四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
					第十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	—				
リ．その他の加工施設	安全管理棟	通信連絡設備	所外通信連絡設備（衛星携帯電話）	安全機能	第十四条第1項	—	外観点検	C	1 M	今回対象外（注6）
					第十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	—				
リ．その他の加工施設	安全管理棟	通信連絡設備	所外通信連絡設備（IP電話）	安全機能	第十四条第1項	—	外観点検	C	1 M	今回対象外（注6）
					第十四条第2項	—				
				通信連絡	第二十五条第1項	—				
—	加工工場、廃棄物処理棟	サーベイメータ	—	—	—	—	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注6）
—	加工工場、安全管理棟	熱蛍光線量計測定装置	—	—	—	—	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注6）
—	加工工場	蛍光光度計	—	—	—	—	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注6）
—	放射線業務従事者が着用	個人線量計	—	—	—	—	計器校正	C	1 2 M	今回対象外（注6）
—	屋外	可搬式ダストサンプラ	—	—	—	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
—	—	緊急設備（放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機等、消火用資機材、その他資機材）	—	—	—	—	外観点検	C	1、6、1 2 M	今回対象外（注6）

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	外観検査装置 No. 1	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注 5）	
					第四条第 2 項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第 1 項（※ 2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
						第十四条第 2 項					—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	外観検査装置 No. 2	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注 5）	
					第四条第 2 項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第 1 項（※ 2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
						第十四条第 2 項					—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	外観検査装置 No. 3	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注 5）	
					第四条第 2 項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第 1 項（※ 2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
						第十四条第 2 項					—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	ペレット作業台 No. 3	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注 6）	
					第四条第 2 項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第 1 項（※ 2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
						第十四条第 2 項					—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	外観検査装置 R II	—	臨界	第四条第 1 項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注 5）	
					第四条第 2 項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第 1 項（※ 2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第 3 項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第 1 項					—
						第十四条第 2 項					—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	外観検査作業台 RII	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—										
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	ペレット貯蔵容器搬送装置 RII (1)	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—										
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	ペレット貯蔵容器搬送装置 RII (2)	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条			—		
					地震	第六条第1項（※2）			—		
					閉じ込め	第十条			—		
					火災等	第十一条第3項			—		
					溢水	第十二条			—		
					安全機能	第十四条第1項			—		
				第十四条第2項	—						
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	ペレット貯蔵容器搬送装置 RII (3)	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—										
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	ペレット貯蔵容器搬送装置 RII (4)	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—										

表 1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	ペレット貯蔵容器搬送装置 R II (5)	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項 (※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	ペレット貯蔵容器搬送装置 R II (6)	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外 (注5)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項 (※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	ペレット貯蔵容器昇降装置 R II	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項 (※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	外観検査装置 No. 4	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外 (注5)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項 (※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査				
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	ペレット作業台 No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外 (注6)
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項 (※2)	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	外観検査装置 RI	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—										
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	外観検査装置 RI No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—										
ニ、被覆施設	加工工場 組立室	X線検査装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—										
ニ、被覆施設	加工工場 組立室	濃縮度検査装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—										
ニ、被覆施設	加工工場 組立室	濃縮度検査装置 No. 2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
第十四条第2項	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号					
ニ. 被覆施設	加工工場 組立室	測定作業台 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ニ. 被覆施設	加工工場 組立室	測定作業台 No.2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
第十四条第2項	—									
ホ. 組立施設	加工工場 組立室	集合体検査台	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査（注2）								
ホ. 組立施設	加工工場 組立室	ヘリウムリーク試験装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注5）
					第四条第2項	—				
				地盤	第五条	—				
				地震	第六条第1項（※2）	—				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十一条第3項	—				
				溢水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項	—				
リ. その他の加工施設	加工工場 III 分析室	ドラフトチャンバーNo.1	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	
第四条第2項	—									
地盤	第五条	—								
地震	第六条第1項（※2）	—								
閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査								
火災等	第十一条第3項	—								
溢水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項	—								
第十四条第2項	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名称				加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号						
リ、その他の加工施設	加工工場 分析室 III	ドラフトチャンバーNo.2	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
	第十四条第2項	—									
リ、その他の加工施設	加工工場 分析室 III	ドラフトチャンバーNo.3	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M		
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					設備内風速・負圧の確認検査
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
	第十四条第2項	—									
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 分析室 III	スクラバ	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注6）	
					第四条第2項	—					
					地盤	第五条					—
					地震	第六条第1項（※2）					—
					閉じ込め	第十条					—
					火災等	第十一条第3項					—
					溢水	第十二条					—
					安全機能	第十四条第1項					—
	第十四条第2項	—									
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 分析室 III	廃液処理設備	分析廃液処理装置	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M		
				地震	第六条第1項（※2）	—					
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）					
				火災等	第十一条第3項	—					
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）					
				安全機能	第十四条第1項	—					
					第十四条第2項	—					
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）					
廃棄	第二十条	—									

注1：下記検査項目の対象設備は、今後予定している新規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とす

る。

- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- ・気体廃棄設備の処理能力検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・濾過装置の性能確認検査
- ・送排風機の起動停止インターロックの作動検査
- ・バッチ供給インターロックの作動検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注3：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、新規規制基準の設工認に基づく使用前検査を受けてから検査対象とするものである。

- ・非常用電源設備の作動検査

注4：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・フレームカーテンの作動状況確認検査
- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・緊急遮断弁の作動検査
- ・モニタリングポストの警報作動検査
- ・送排風機異常時インターロックの作動検査
- ・ダンパー開度異常時インターロックの作動検査
- ・室内負圧異常時インターロックの作動検査
- ・地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックの作動検査
- ・地震発生時 送水ポンプ自動停止装置の作動検査
- ・放送設備の一斉放送検査
- ・自動火災報知設備の警報作動検査

注5：該当する検査項目のない設備であり、今後予定している新規規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はない。

注6：該当する検査項目のない設備であり、加工施設の維持管理に不可欠な活動のために使用する。

※1：長期施設管理方針に基づき、代表する建物・構築物を選定して建物・構築物の構造部材であるコンクリートについて、専門家によるアルカリ骨材、塩分量、圧縮強度及び中性化の調査や評価試験をコンクリート壁開口工事の機会を利用して10年以内実施する（前回実績：2006年3月。それ以降は、コンクリート壁開工事は新規制対応工事で実施する予定であったが、これまでのところ同工事を実施していない。）。

※2：長期施設管理方針に基づき、代表する設備・機器とその部位を選定して、設備本体の肉厚測定を5年以内に、及びアンカーボルトの引き抜き試験を設備撤去・更新の機会を利用して10年以内に、それぞれ実施する。頻度、前回実績（従前の長期保全計画に基づき実施）、選定した代表設備・機器等を下表に示す。

区分	着眼点	実施内容	頻度	代表設備・機器	前回実績
地震	各設備共通のアンカーボルトの耐震安全性確保	アンカーボルトの引き抜き試験	新規制基準への対応工事を利用して10年以内	新規制基準対応工事の際に選定	2022年12月 (表内注1)
火災等	可燃性ガス漏えいによる火災爆発の防止	本体の肉厚測定による本体の全面腐食の発生評価	5年以内	焼結炉 No. 3	2014年4月 (表内注2)
放射性物質漏えい	放射性物質漏えいの防止	主排風機の入口接続部、ケーシング及び出口接続部内面の全面腐食の発生評価	5年以内	固体廃棄設備	2018年10月

表内注1：加工施設の設備の撤去工事の機会を利用し、アンカーボルトの引抜試験を実施した。

表内注2：2019年3月に水素貯蔵所から水素ガスを供給するガストレーラーを撤去したことにより、可燃性ガス漏えいによる火災爆発の可能性はなくなったため、2019年度以降の肉厚測定は実施していない。ただし、2019年5月に、設備全体の老朽化発生の有無を確認するための総点検の中で、上記の肉厚測定に準じるものとして本体の全面腐食の目視点検を実施した。